

# コミュニティ・スクールに関する参考資料

---

令和 3 年 4 月 23 日（金）  
コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議（第 1 回）

# 目次

P 2

**制度関連**

P 9

**導入状況等**

P 1 9

**各種データ関連**

P 4 4

**各地の事例**

P 5 3

**文部科学省の取組**

P 6 0

**総論関連**

P 7 1

**総務省関連資料**

# 地域と学校の連携・協働について

## 経緯

- 教育改革国民会議報告（平成12年12月）  
新しいタイプの学校「コミュニティ・スクール」の設置の促進を提言
- 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営のあり方について」（平成16年3月）  
地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（地域運営学校）の在り方について、
  - ・地域運営学校は、学校運営の在り方の選択肢を拡大する一つの手段として、学校を設置する地方公共団体の教育委員会の判断により設置
  - ・保護者や地域住民の学校運営への参画を制度的に保障するため、保護者等を含めた学校運営に関する協議組織（学校運営協議会（コミュニティ・スクール））を設置 等
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成16年6月改正、同年9月施行）  
**学校運営協議会制度創設** 各教育委員会の判断により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を可能とする
- 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）  
  - ・地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を推進することや、同活動を推進する「地域学校協働本部」を全国的に整備すること
  - ・全ての公立学校において、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校（コミュニティ・スクール）を目指すことや、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策を講じていくこと等が提言された
- 社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成29年3月改正、同年4月施行）  
上記の中教審答申や「次世代の学校・地域」創生プラン（平成28年1月）を踏まえ、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するため、
  - ・社会教育法に規定する活動であって、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行うものを「地域学校協働活動」と定義（社会教育法）
  - ・教育委員会が地域住民等と学校との連携協力体制を整備することや、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を整備（社会教育法）
  - ・**学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を努力義務化**するとともに、**学校運営に必要な支援**についても協議することを規定（地教行法）
- 第三期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）※平成30年度～令和4年度  
  - ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
  - ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す

# 地域と学校の協働体制の概要

## 学 校 (コミュニティ・スクール)



### 学校運営協議会

委員：  
保護者  
地域学校協働活動推進員  
地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支  
援に関する協議 等

### 学校運営協議会の主な役割

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
- ※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

## 地域学校協働活動推進員 地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

- ・地域住民と学校との情報共有
  - ・地域住民等への助言 等
- 教育委員会が委嘱することができる  
(社会教育法第9条の7)



- 想定される対象者：
- ・地域コーディネーターやその経験者
  - ・PTA関係者・経験者
  - ・退職教職員
  - ・自治会・青年会等関係者
  - ・公民館等社会教育施設関係者 等

## 地域学校協働活動

地域と学校が相互にパートナーとして、  
連携・協働して行う様々な活動

(社会教育法第5条第2項 ほか)

### ○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り 等

### ○体験活動

社会奉仕体験活動、  
自然体験活動、  
職場体験活動 等

### ○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、  
スポーツ活動 等

## 地 域

保護者

地域  
住民

PTA

地域の  
青少年

## 地域学校協働本部

★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



### 地域学校協働本部の3つの要素

- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 繼続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

社会教  
育施設  
・団体

警察・  
消防等

文化  
団体

企業・  
NPO 等

ス  
ポ  
ル  
ト  
団  
体

# 学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容（地教行法第47条の5関係）

H29.4.1改正

改正事項	改正前	改正内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>各教育委員会に対して、<b>協議会の設置の努力義務を課すこととした</b>（第1項関係）。</li> </ul>
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、<u>地域住民等の支援・協力</u>を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。</li> <li>委員は、<u>地域住民や保護者一般</u>のみが規定されていた。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、<b>学校運営への必要な支援</b>に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、<b>協議の結果に関する情報を地域住民等に提供することを努める</b>こととした（第5項関係）。</li> <li>地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の<b>学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える</b>こととした（第2項関係）。</li> </ul>
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、<u>校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材</u>が必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の任命に当たり、<b>校長が意見申出</b>を行えることとし（第3項関係）、<b>校長がリーダーシップを発揮</b>できる仕組みとした。</li> </ul>
④任用に関する意見の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、<u>特段の規定がないことで、抵抗感が強かった</u>。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような事項について<b>教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める</b>こととした（第7項関係）。</li> </ul>
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、<b>二以上の学校について一の協議会を置くことができる</b>こととした（第1項関係）。</li> </ul>

※ このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

# 平成29年法律改正 附則（抜粋）

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律  
(平成二十九年法律第五号) (抄)

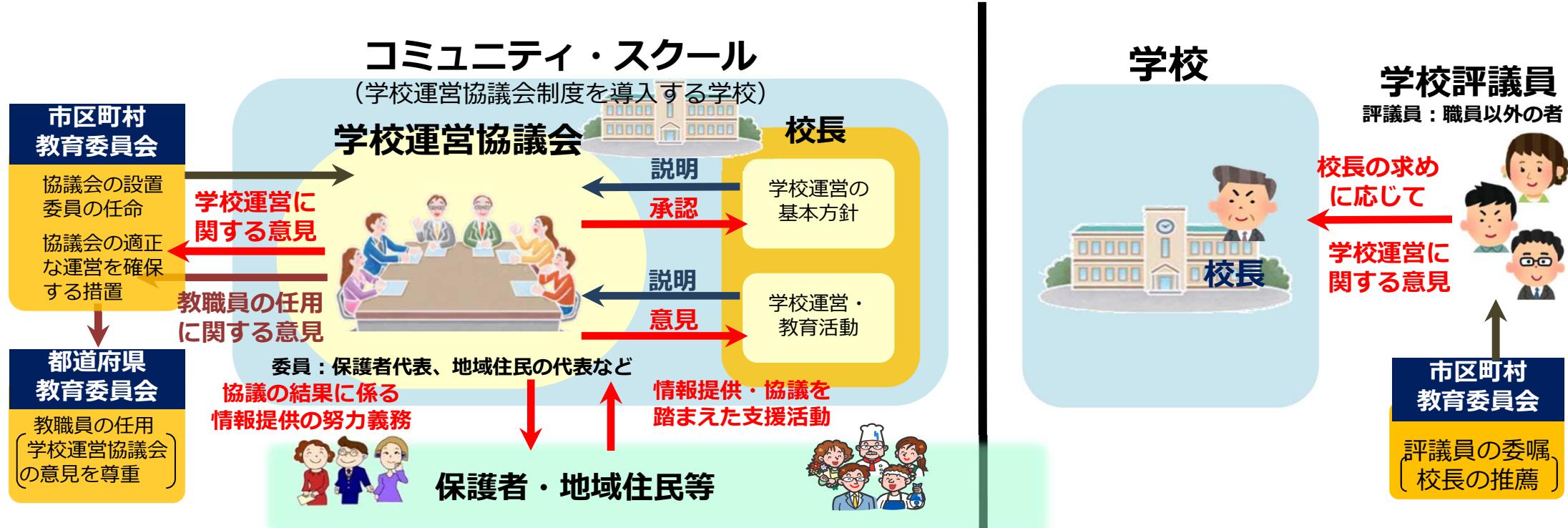
## 附則

(学校運営協議会の在り方の検討)

### 第五条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 『学校評議員制度』と『学校運営協議会制度』との相違



保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞くことを目的

協議体の設置(校長の運用によらない)	→ 繙続性の観点	→ 校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	→ 組織的活動の観点	→ 想定していない
法令等に基づき役割(権限)が明確化	→ 役割の明確化の観点	→ 校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	→ 連携・協働性の観点	→ 第三者的関わり

# 学校評価について

## 制度概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

### 【目的】

- 各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不斷に検証することにより、
- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
  - ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
  - ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務 ○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務 ○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価	

## 学校評価の現状と課題～学校評価等実施状況調査（平成26年度間）から～

○保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時（23年度間）に比べて上昇。

【公立学校93.7%→96.0% 国公私立学校合計：83.9%→85.7%】

○一方、94.4%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は20.3%に留まっていることから、実効性を高めることが今後の課題。

(参考)

○自己評価実施率（公立：99.9%、国立：100%、私立：83.8%、国公私立合計：96.7%）

○学校関係者評価実施率（公立：96.0%、国立：95.0%、私立：44.8%、国公私立合計：85.7%）

## 教育委員会に求められる役割

### ①明確な方針の策定

- ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
- ・各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する

### ②学校評価に関する好事例の普及と人材育成

### ③評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実

- ・各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う
- ・学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う

## 文部科学省の取組

○各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定（平成22年7月）。

○学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。（平成25年度：8教育委員会）

○小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだ学校評価ガイドラインを改定（平成28年3月）。

## 各学校における取組の充実

実効性の高い評価とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという有用感のある取組。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

### (1)学校内における取組の充実

- ①学校評価における目標の系統化・重点化
- ②全教職員の参加と協働による学校評価の実施
- ③効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり（ICTの活用、学校事務職員の活用等）

### (2)学校関係者との連携、協働の推進

- ①情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化（HPの充実、学校に触れる機会の提供等）
- ②学校関係者評価委員会の運営の工夫等（学校の現状や課題、改善の手立ての明示等）
- ③外部アンケート等の工夫（項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等）

## 参考

- ◇文部科学省ホームページ [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm) 文部科学省HP トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > \_学校評価について
- ◇学校評価ガイドライン（平成22年改訂、平成28年改訂）
- ◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について（報告）（平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG）
- ◇学校評価の取組事例（リンク集） ◇平成24年度 実効性の高い学校評価・情報提供の充実・改善等に関する取組事業成果報告書（概要版）

P 2

P 9

P 1 9

P 4 4

P 5 3

P 6 0

P 7 1

制度関連

導入状況等

各種データ関連

各地の事例

文部科学省の取組

総論関連

総務省関連資料

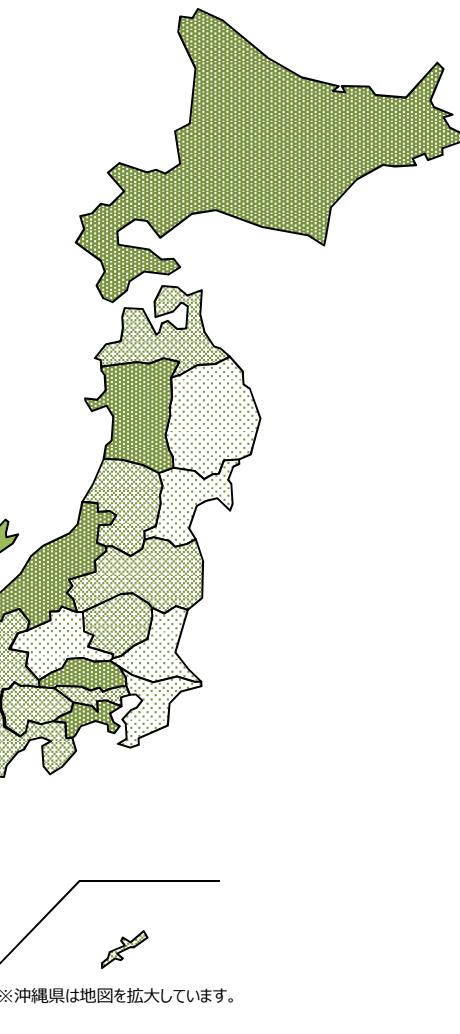
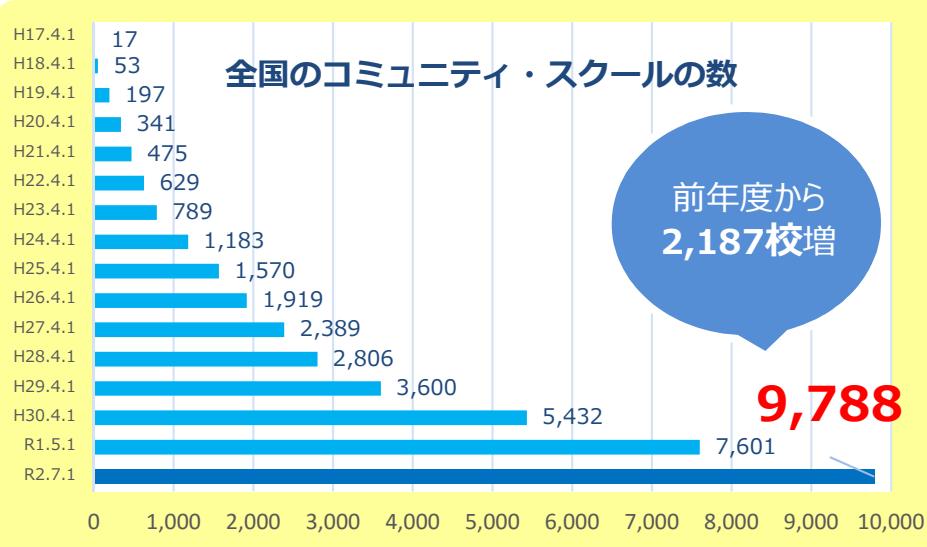
# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー学校数ー

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 9,788校 (令和2年7月1日現在)

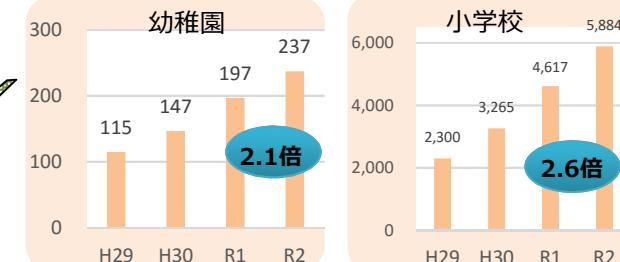
(幼稚園237、小学校5,884、中学校2,721、義務教育学校76、高等学校668、中等教育学校3、特別支援学校199)

全国の学校のうち、27.2%がコミュニティ・スクールを導入



## 校種別設置状況

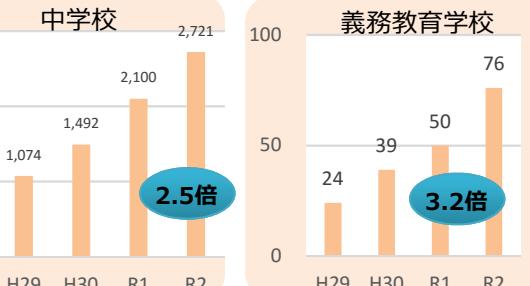
幼稚園



小学校



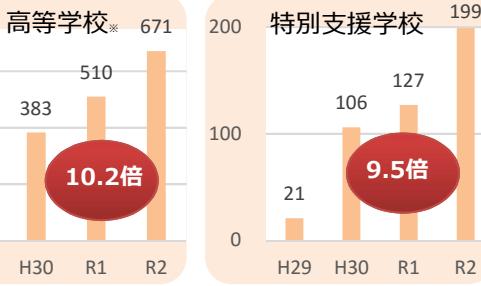
中学校



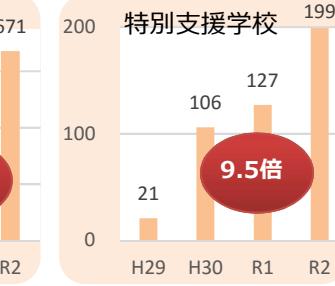
義務教育学校



高等学校



特別支援学校



※中等教育学校を含む

※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

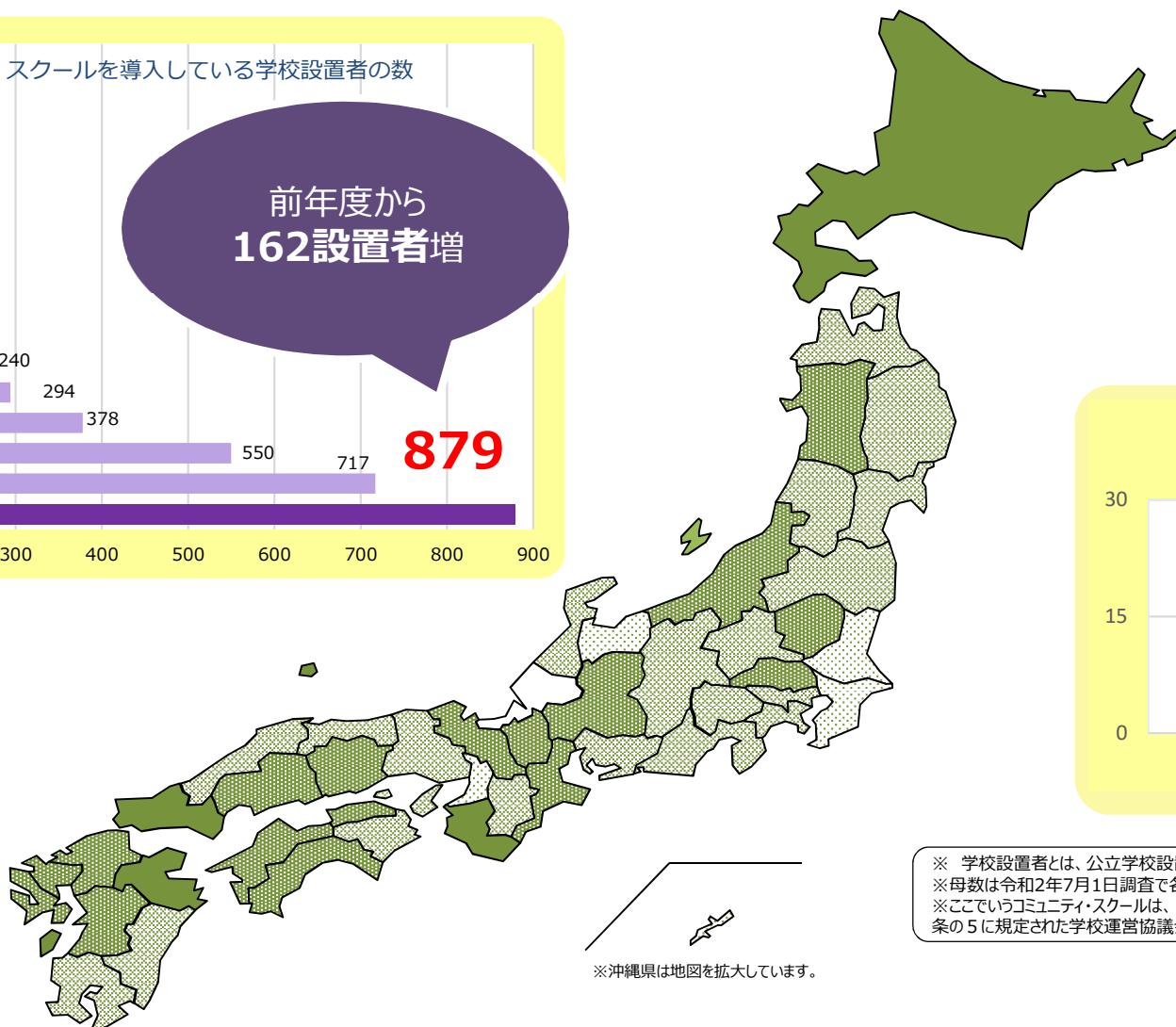
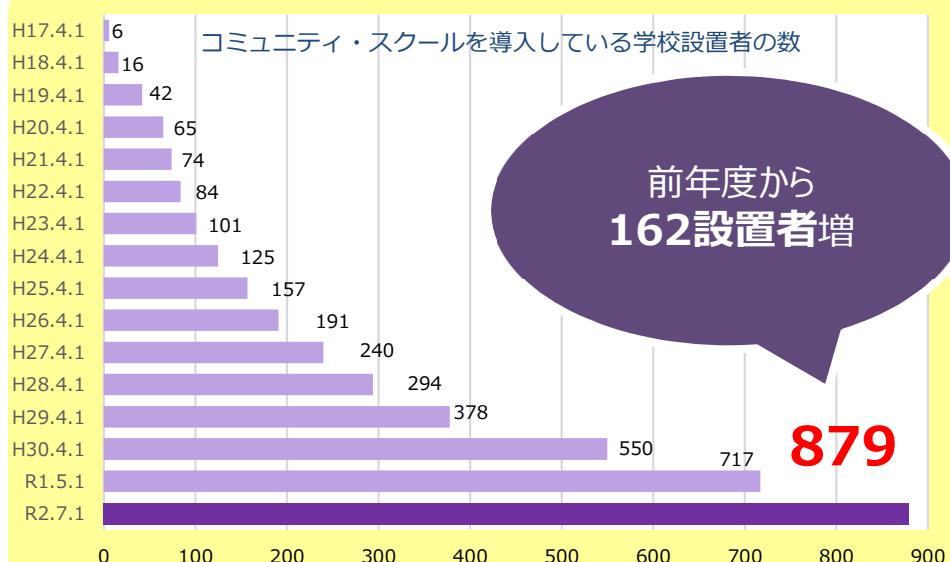
※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

# コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 －学校設置者数－

コミュニティ・スクールを導入している学校設置者数

46都道府県内 850市区町村 29道府県 (令和2年7月1日現在)  
(29道府県、841市区町村（11政令市を含む）、9学校組合)

全国の学校設置者<sup>\*</sup>のうち、48.5%がコミュニティ・スクールを導入



※ 学校設置者とは、公立学校設置者のこと。  
※母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。  
※ここでいうCommunity・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

# 地域学校協働本部の整備状況 ー学校数ー

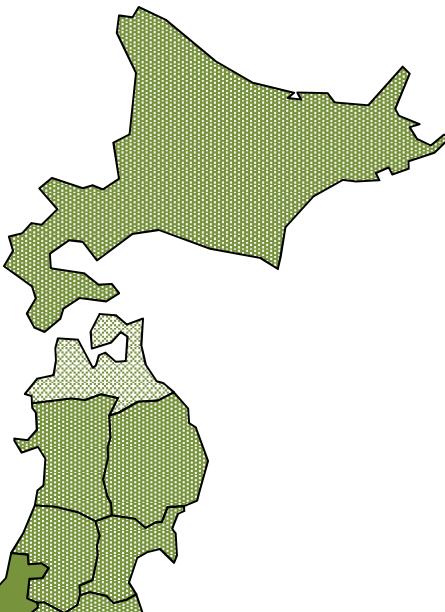
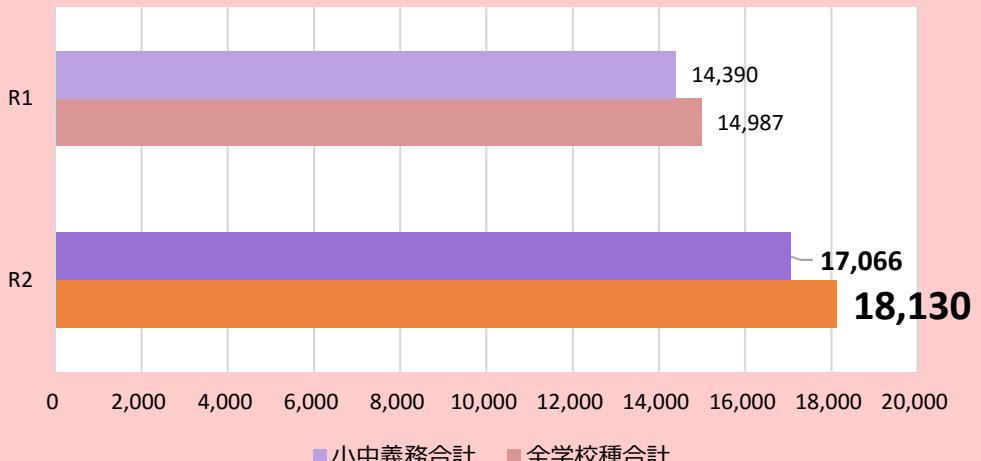
## 地域学校協働本部が整備されている公立学校数

46都道府県内 **18,130校** (令和2年7月1日時点 (年度内の予定を含む))

(幼稚園500、小学校11,777、中学校5,206、義務教育学校83、高等学校386、中等教育学校2、特別支援学校176)

全国の公立学校のうち、**50.3%**が地域学校協働本部にカバーされている

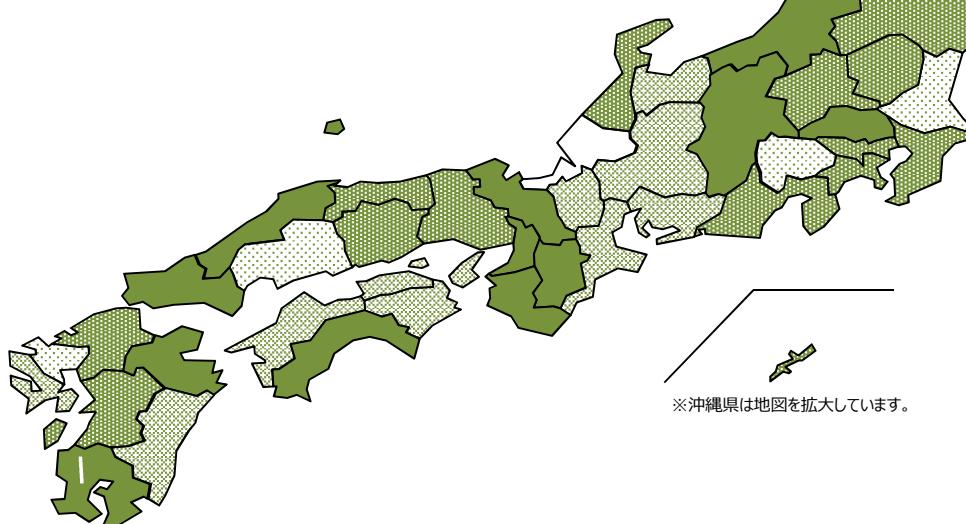
### 地域学校協働本部が整備されている学校数※



### 地域学校協働本部が整備されている学校の割合

#### 【整備率】※

60%以上	...
40%以上	...
20%以上	...
20%未満	...
設置なし	...

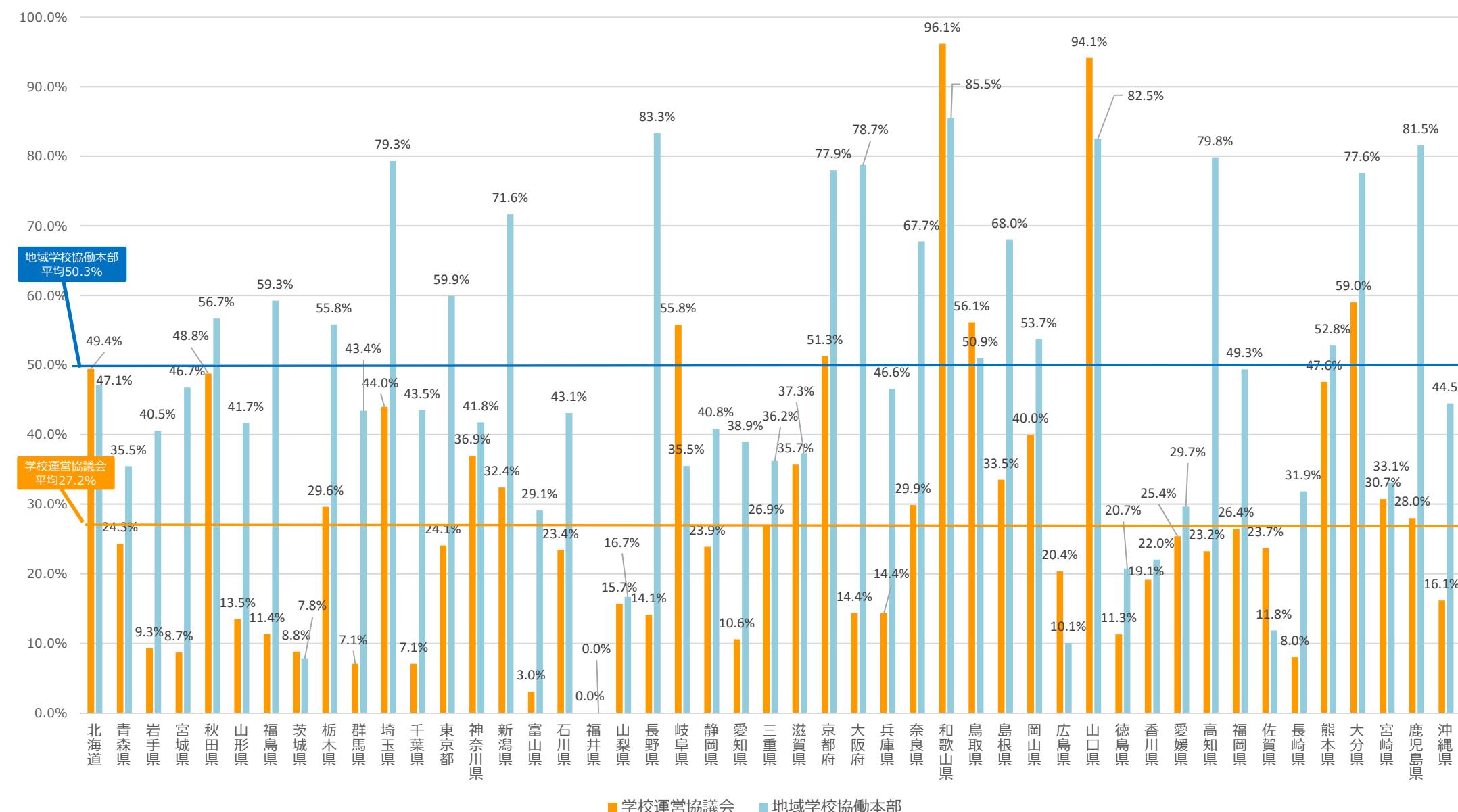


- ※ 母数は令和2年7月1日調査で各教育委員会から回答があった学校数。
- ※ ここでいう地域学校協働本部とは、国庫補助による活動か否かを問わない。
- ※ 「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があるものではない。

※沖縄県は地図を拡大しています。

# コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別／全学校種）

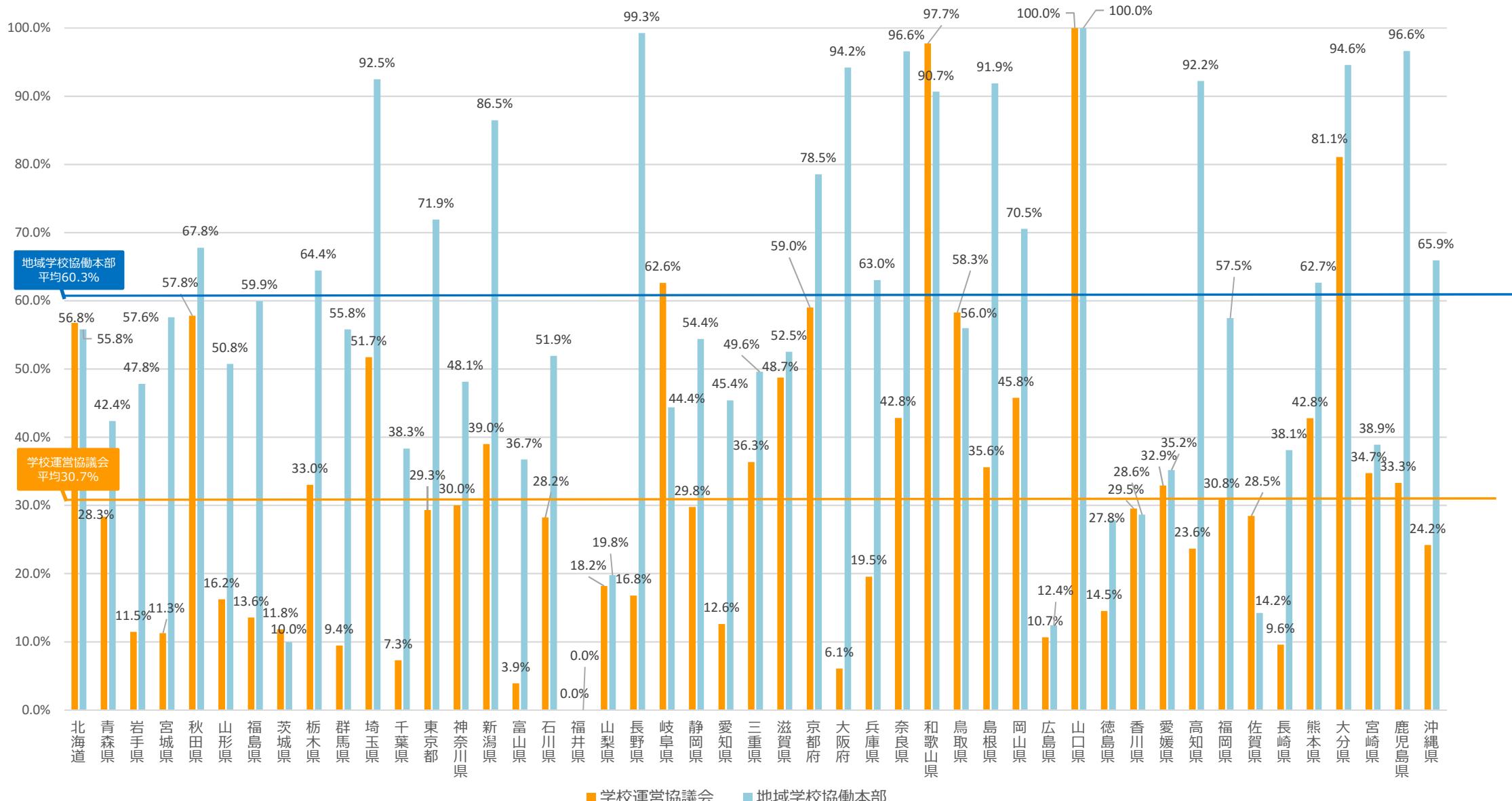
コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：9,788校（幼稚園：237、小学校：5,884、中学校：2,721、義務教育学校：76、高等学校：668、中等教育学校：3、特別支援学校：199）  
 地域学校協働本部が整備されている公立学校数：18,130校（幼稚園：500、小学校：11,777、中学校：5,206、義務教育学校：83、高等学校：386、中等教育学校：2、特別支援学校：176）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））」による。

# コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別／小中義務教育学校）

コミュニティ・スクールを導入している公立小・中・義務教育学校数：8,681校（小学校：5,884、中学校：2,721、義務教育学校：76）  
 地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：17,066校（小学校：11,777、中学校：5,206、義務教育学校：83）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

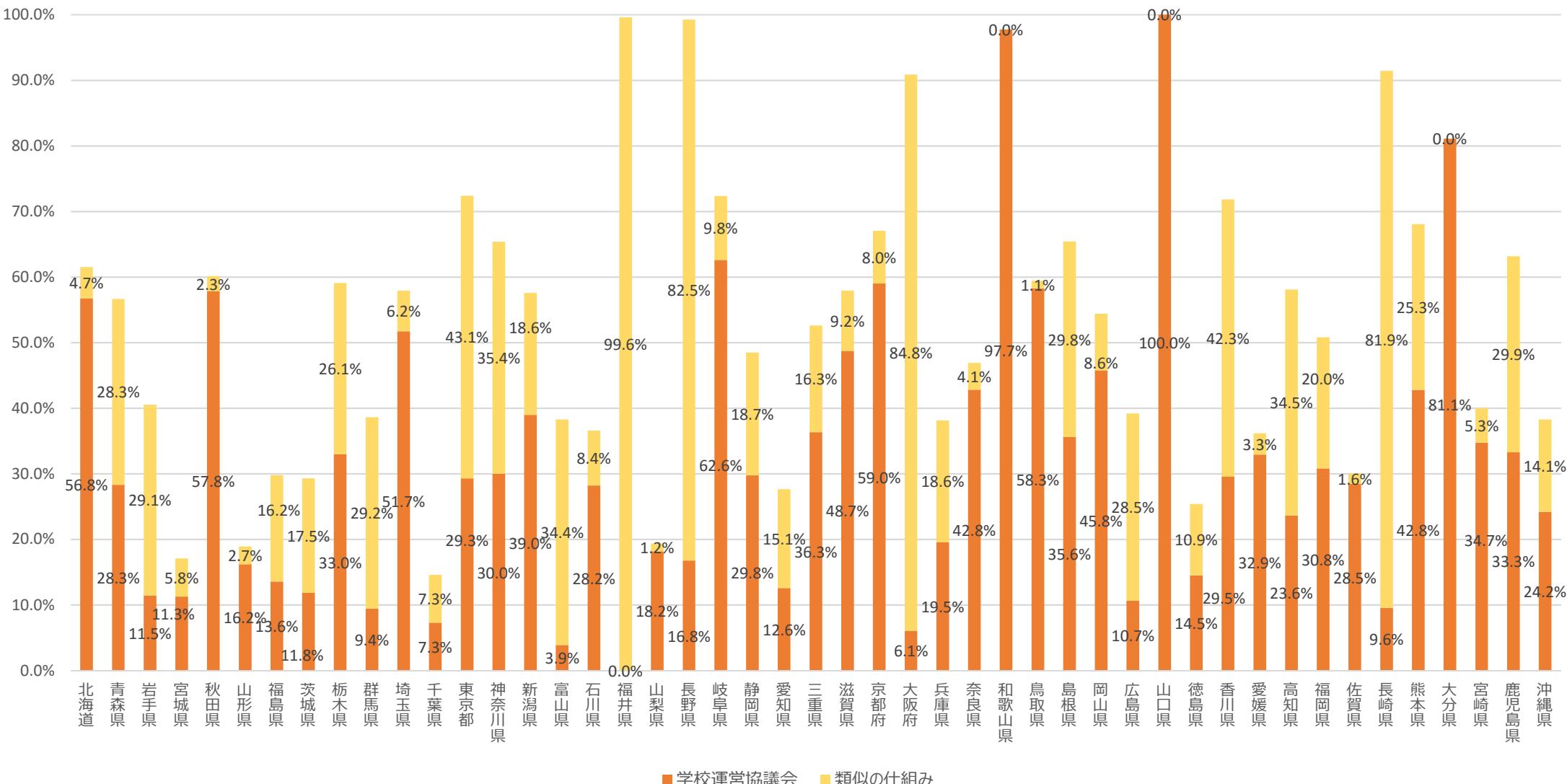
# 学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況（都道府県別／小中義務教育学校）

学校運営協議会を設置している公立小・中・義務教育学校数：8,681校（小学校：5,884、中学校：2,721、義務教育学校：76）

いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立小・中・義務教育学校数：6,819校（小学校：4,591、中学校：2,213、義務教育学校：15）

いわゆる『類似の仕組み』の定義  
(調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

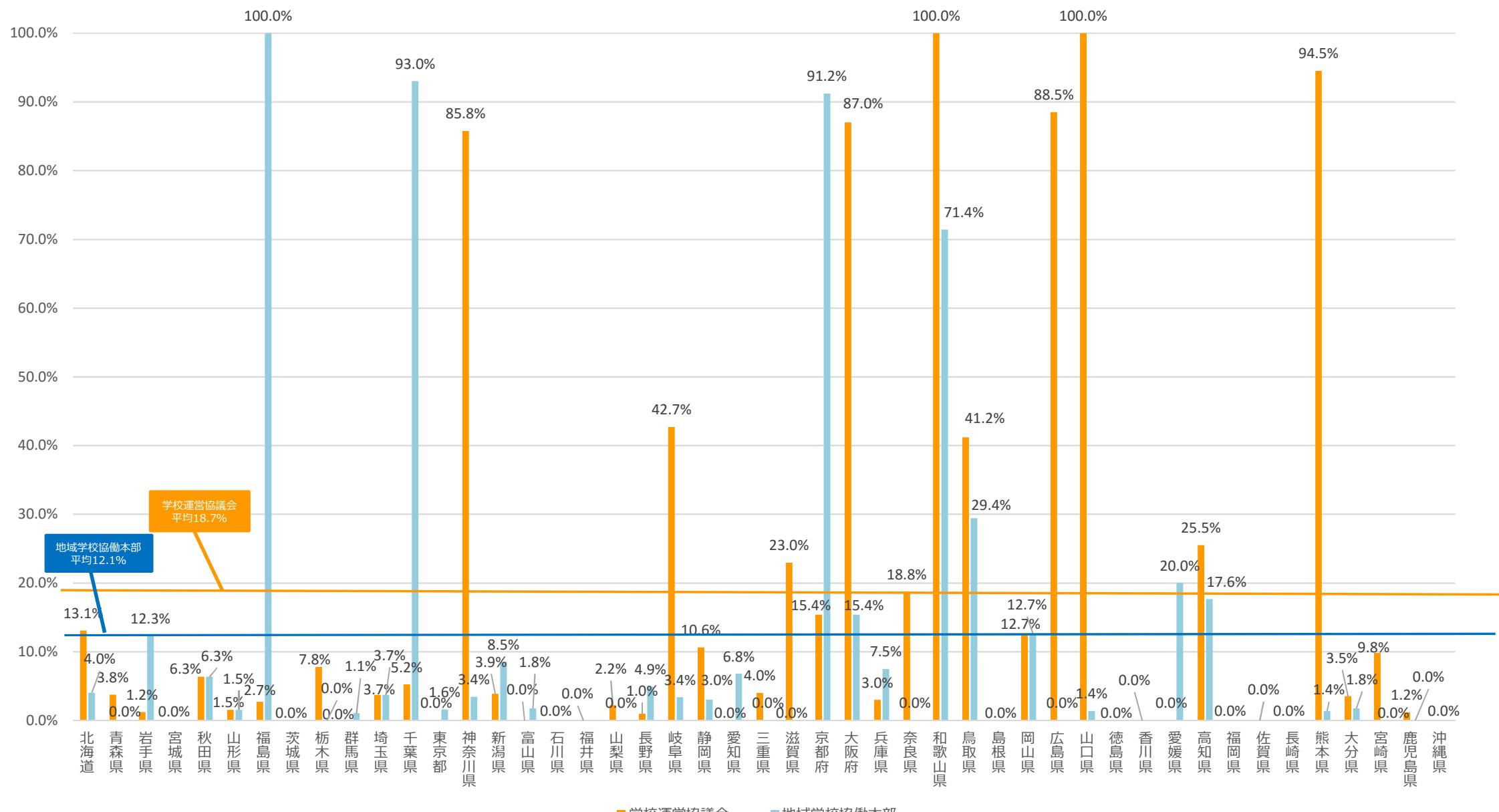


■ 学校運営協議会 ■ 類似の仕組み

※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在）による。

# コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率（都道府県別／高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

コミュニティ・スクールを導入している公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校数：870校（高等学校：668、中等教育学校：3、特別支援学校：199）  
 地域学校協働本部が整備されている公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校数：564校（高等学校：386、中等教育学校：2、特別支援学校：176）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。

※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在（地域学校協働本部は年度内の予定を含む））による。

※ 両方の取組が0.0%の場合には、表記を1つに省略している。

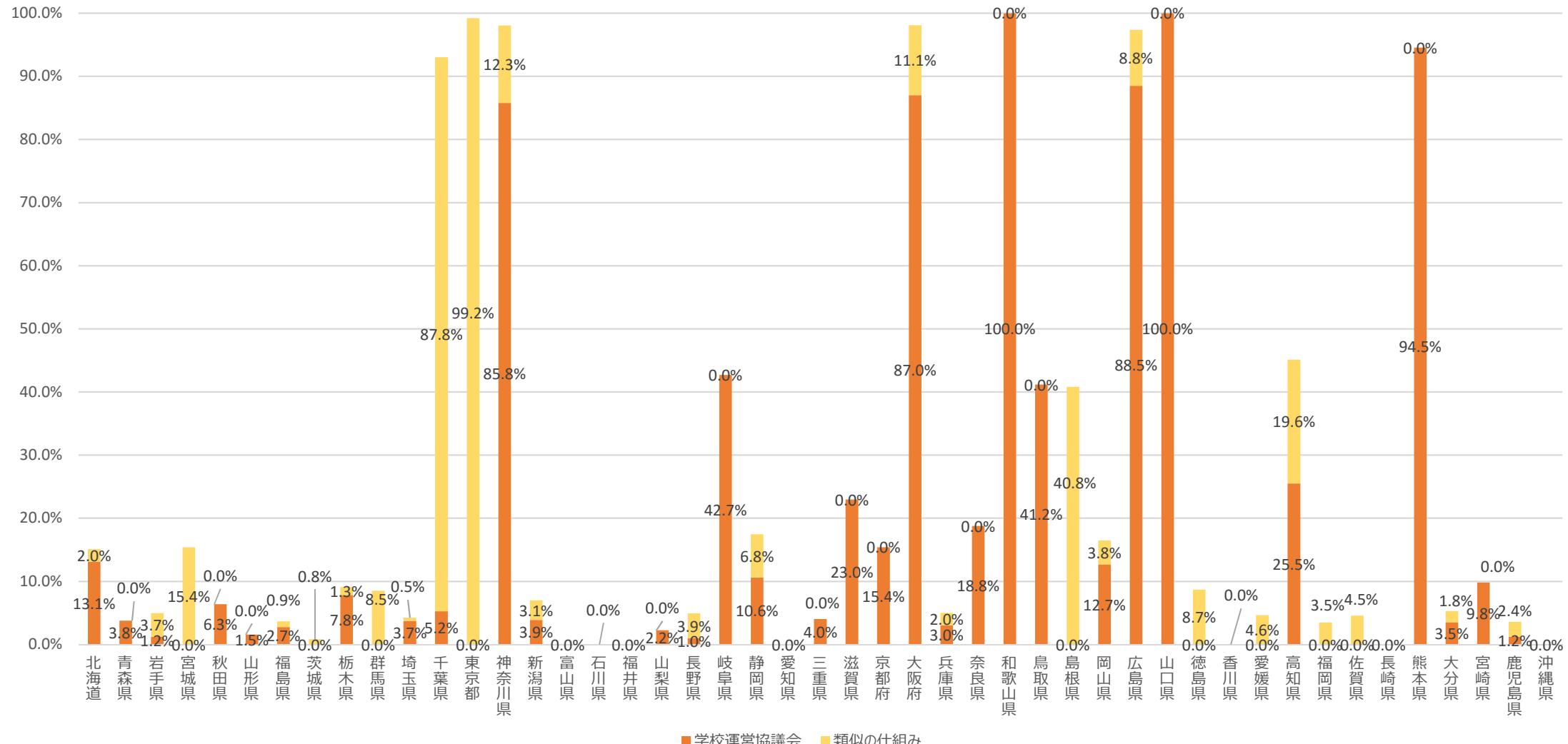
# 学校運営協議会の『類似の仕組み』の実施状況 (都道府県別／高等学校・中等教育学校・特別支援学校)

学校運営協議会を設置している公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校数：870校（高等学校：668、中等教育学校：3、特別支援学校：199）

いわゆる『類似の仕組み』を設置している公立高等学校・中等教育学校・特別支援学校数：568校（高等学校：415、中等教育学校：9、特別支援学校：144）

いわゆる『類似の仕組み』の定義  
(調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。



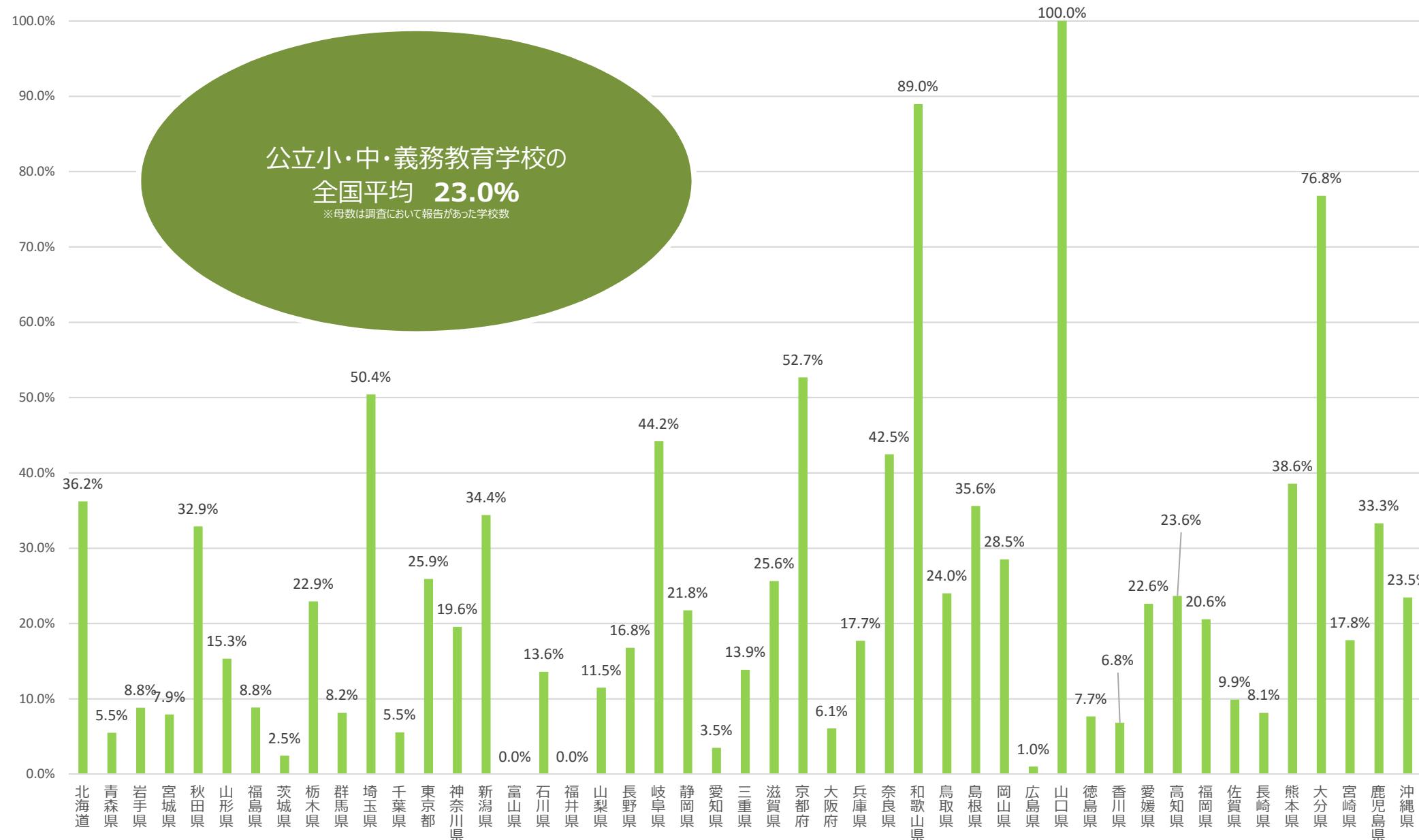
■ 学校運営協議会 ■ 類似の仕組み

※ 文部科学省コミュニティスクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在）による。

※ 両方の取組が0.0%の場合には、表記を1つに省略している。

# コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方の機能が備わっている学校の割合（都道府県別）

いずれも整備されている公立小・中・義務教育学校数：6,524校（小学校：4,479、中学校：1,990、義務教育学校：55）



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。  
※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2020年7月1日現在）による。

P 2

P 9

P 1 9

P 4 4

P 5 3

P 6 0

P 7 1

制度関連

導入状況等

各種データ関連

各地の事例

文部科学省の取組

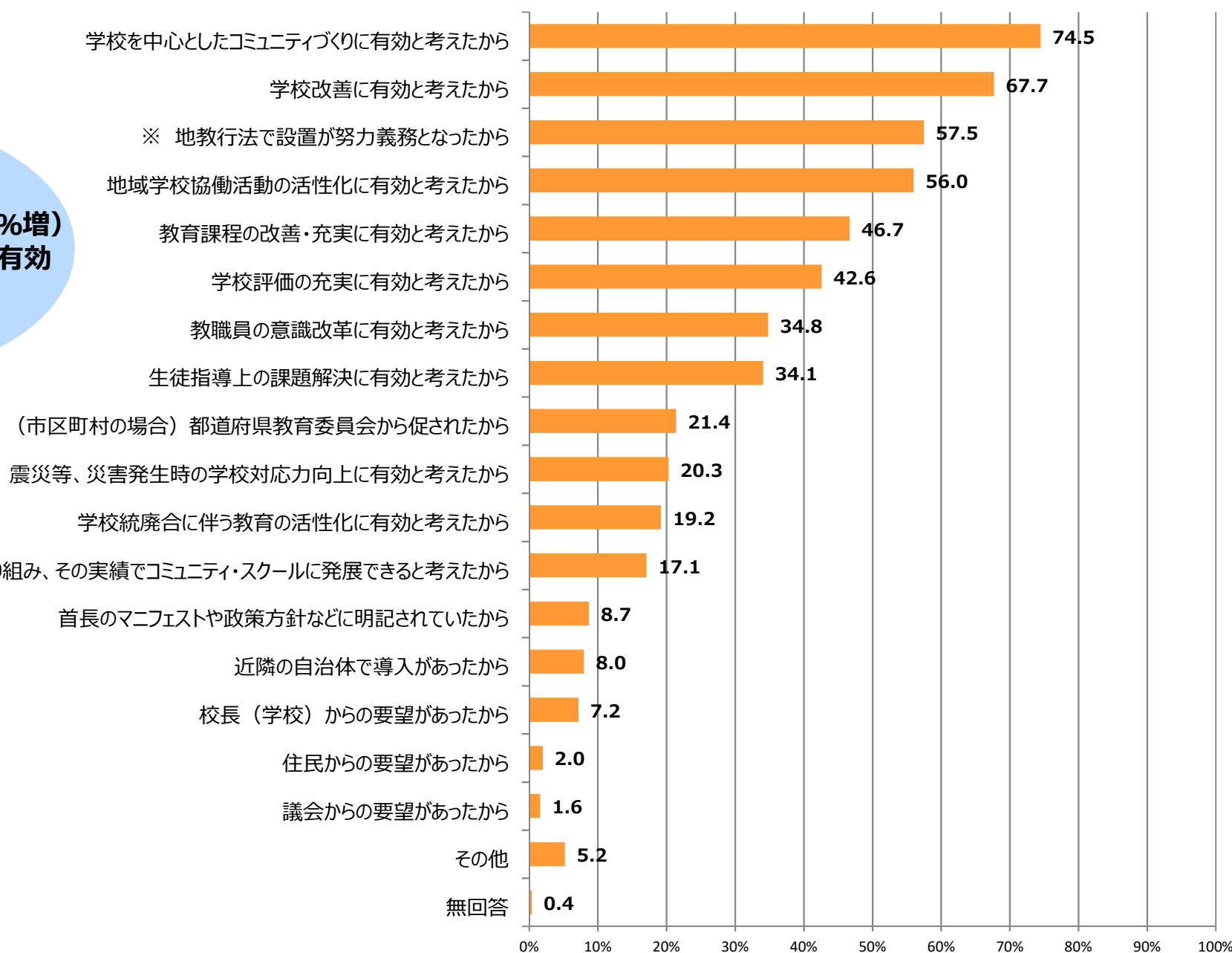
総論関連

総務省関連資料

# コミュニティ・スクールの導入理由 (CS導入教育委員会)

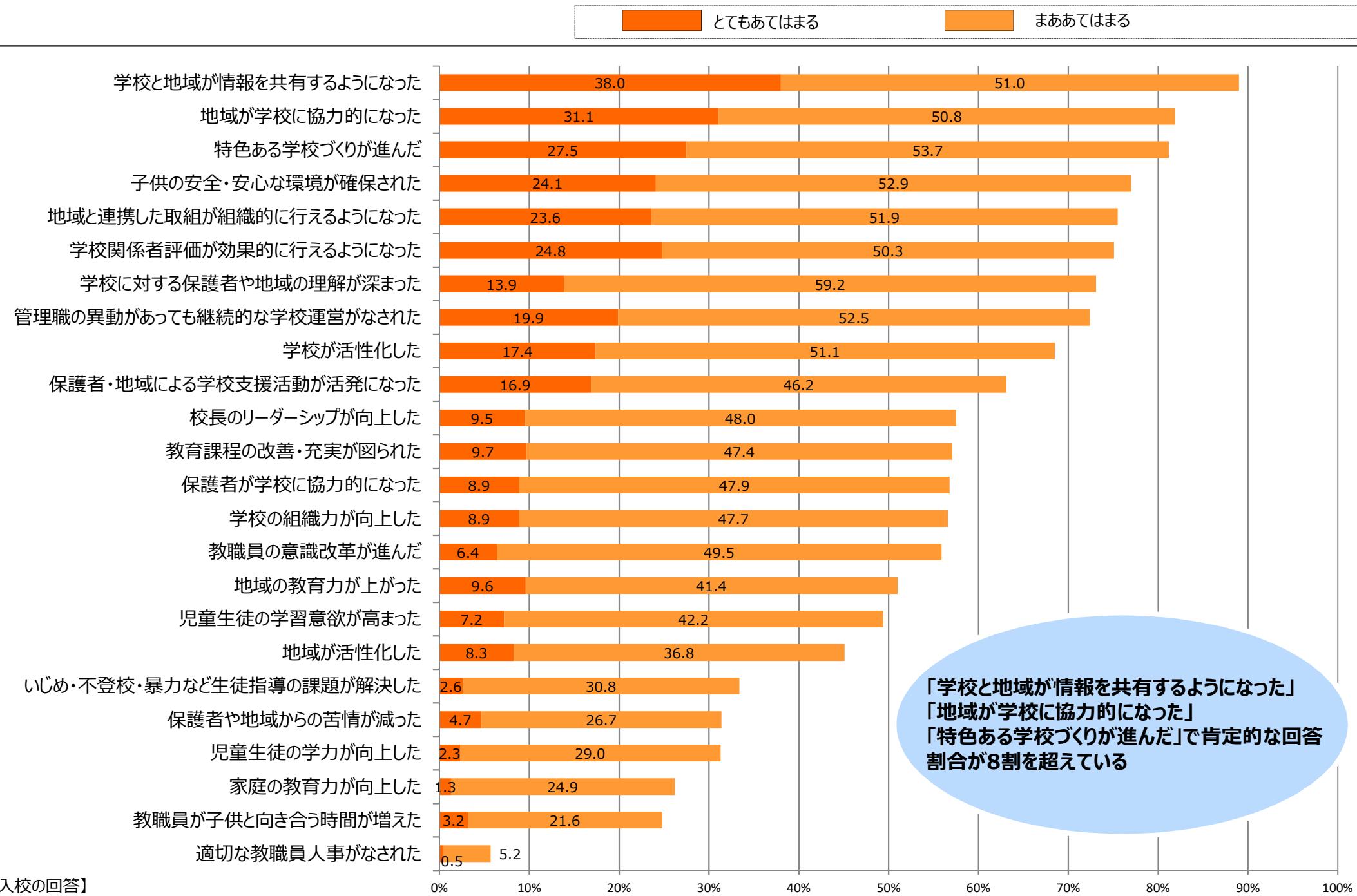
※ CS = コミュニティ・スクールのこと。以降同じ。

H27調査と比較して  
 ・学校改善に有効 (59.3%増)  
 ・教育課程の改善・充実に有効  
 (17.1%増)  
 の割合が高くなっている



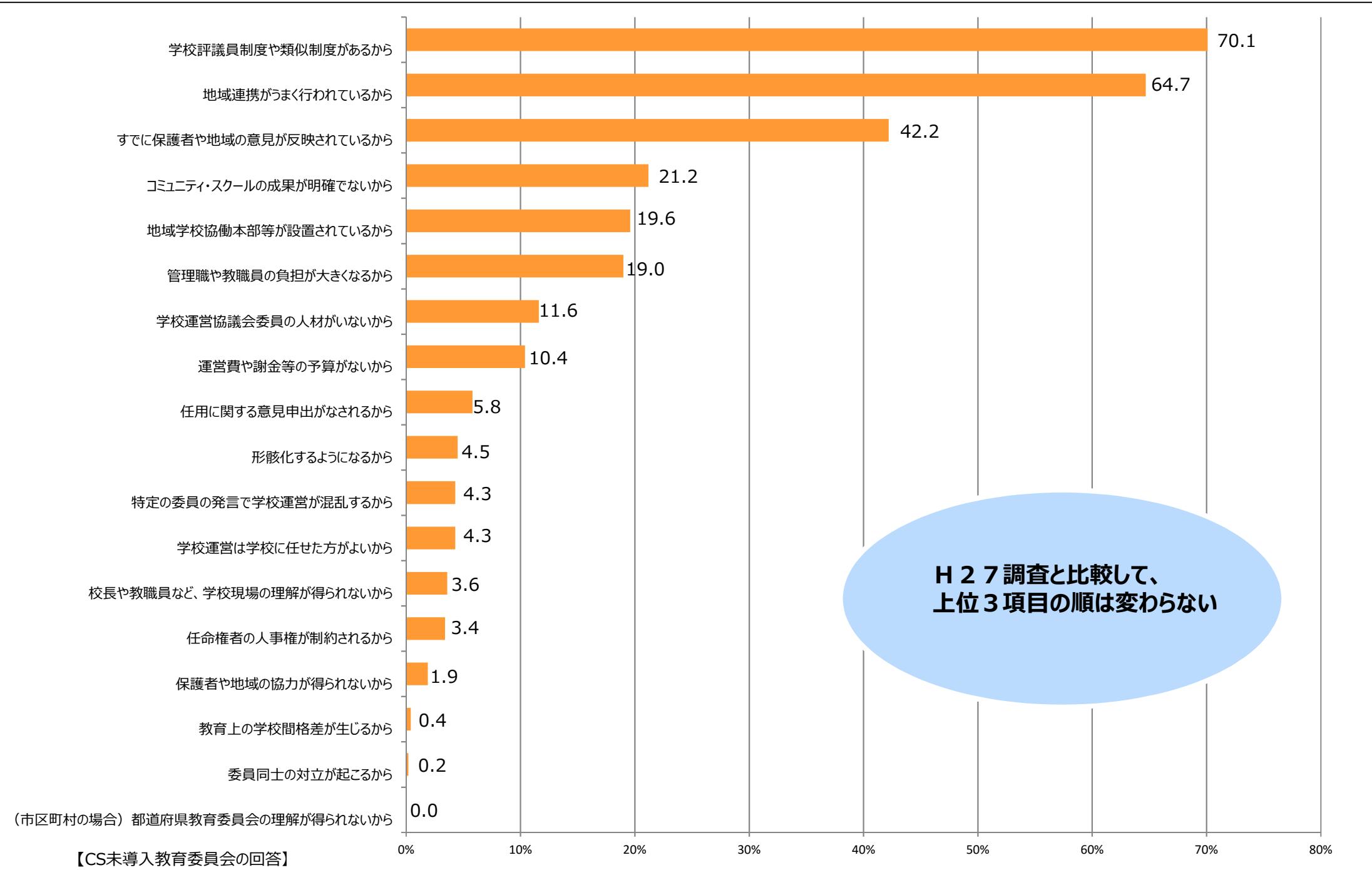
※ H27調査では設定されていない選択肢  
 【CS導入教育委員会の回答】

# コミュニティ・スクールによる成果認識 (CS導入校)



「学校と地域が情報を共有するようになった」  
 「地域が学校に協力的になった」  
 「特色ある学校づくりが進んだ」で肯定的な回答割合が8割を超えてる

# コミュニティ・スクールを導入していない理由 (CS未導入教育委員会)

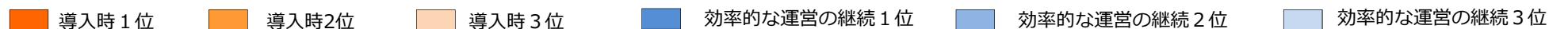


# コミュニティ・スクール導入のために重要なこと (CS未導入校)

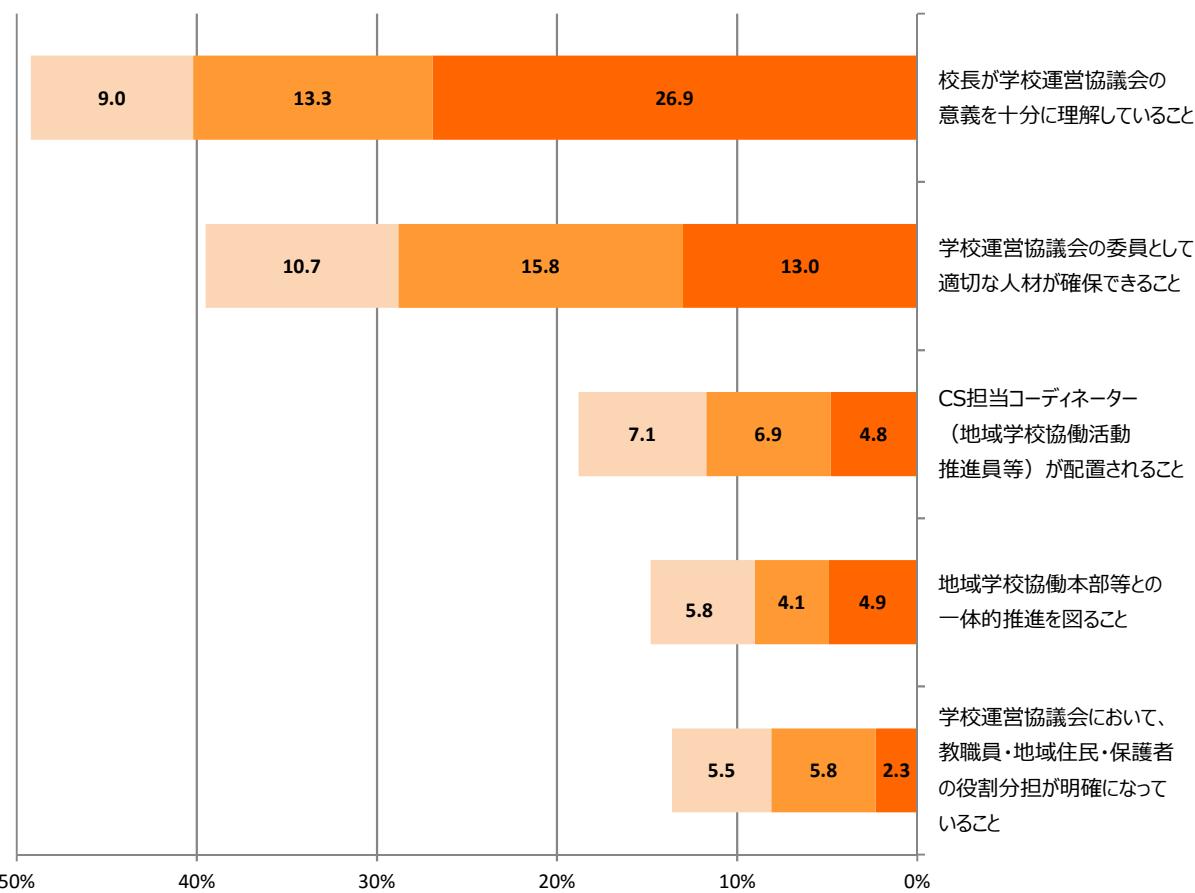


# コミュニティ・スクールの導入・効果的な運営の継続における重要事項（CS導入教育委員会）

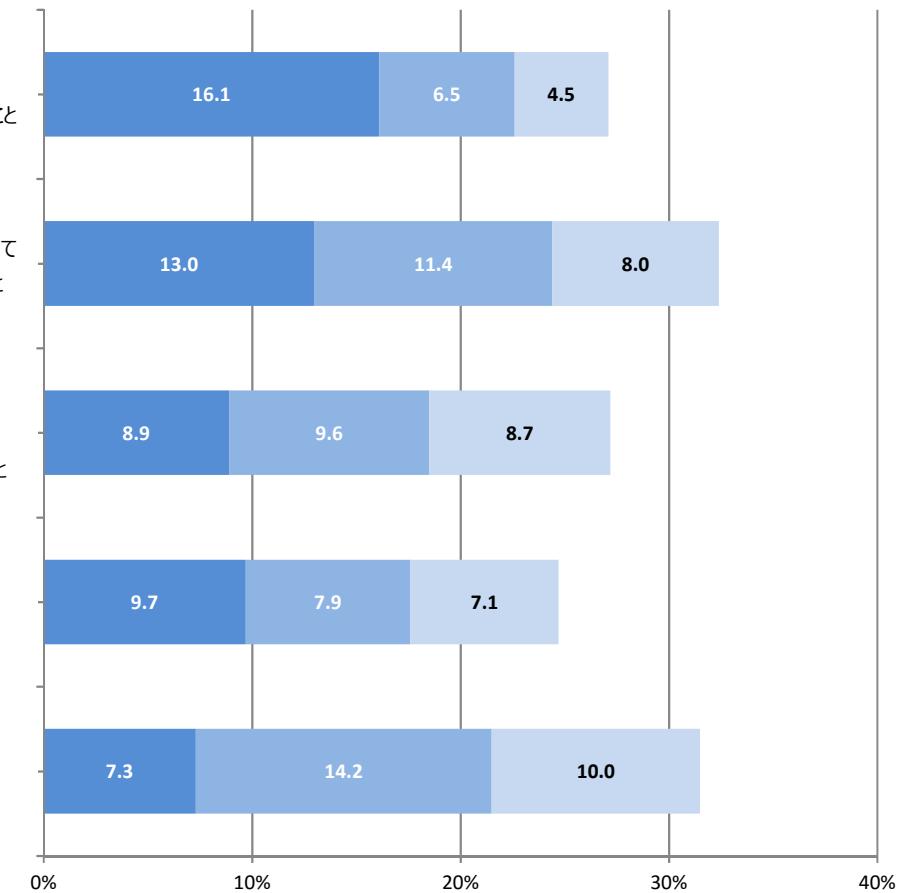
- ◆ 教育委員会が学校運営協議会の導入・効果的な運営の継続において重要であると考えている事項は、学校運営協議会に関する校長の理解や適切な人材を委員とすることのほか、地域学校協働活動推進員のようなコーディネーターの配置や、地域学校協働本部の一体的な推進とする割合が高い。



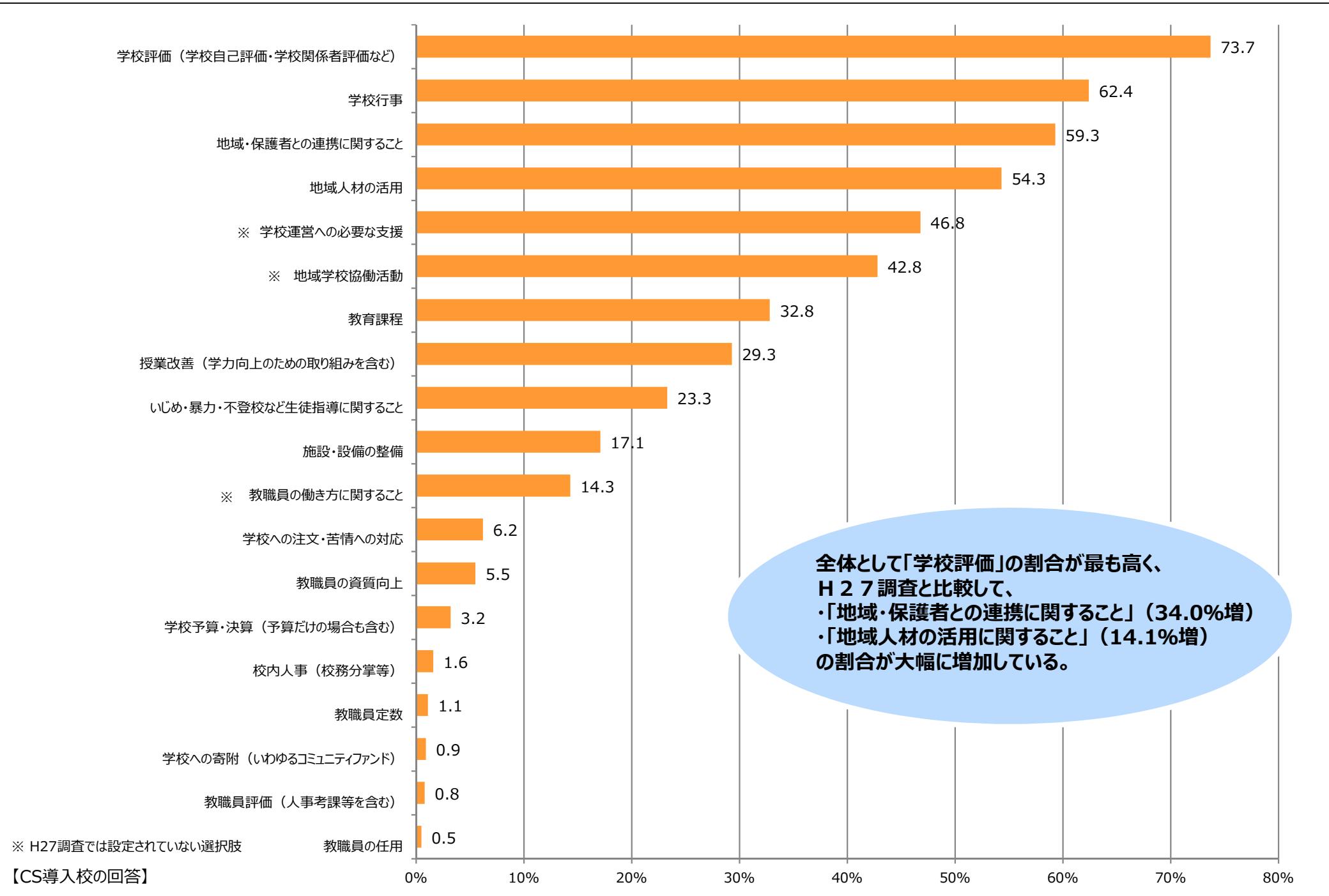
学校運営協議会の導入時における重要事項



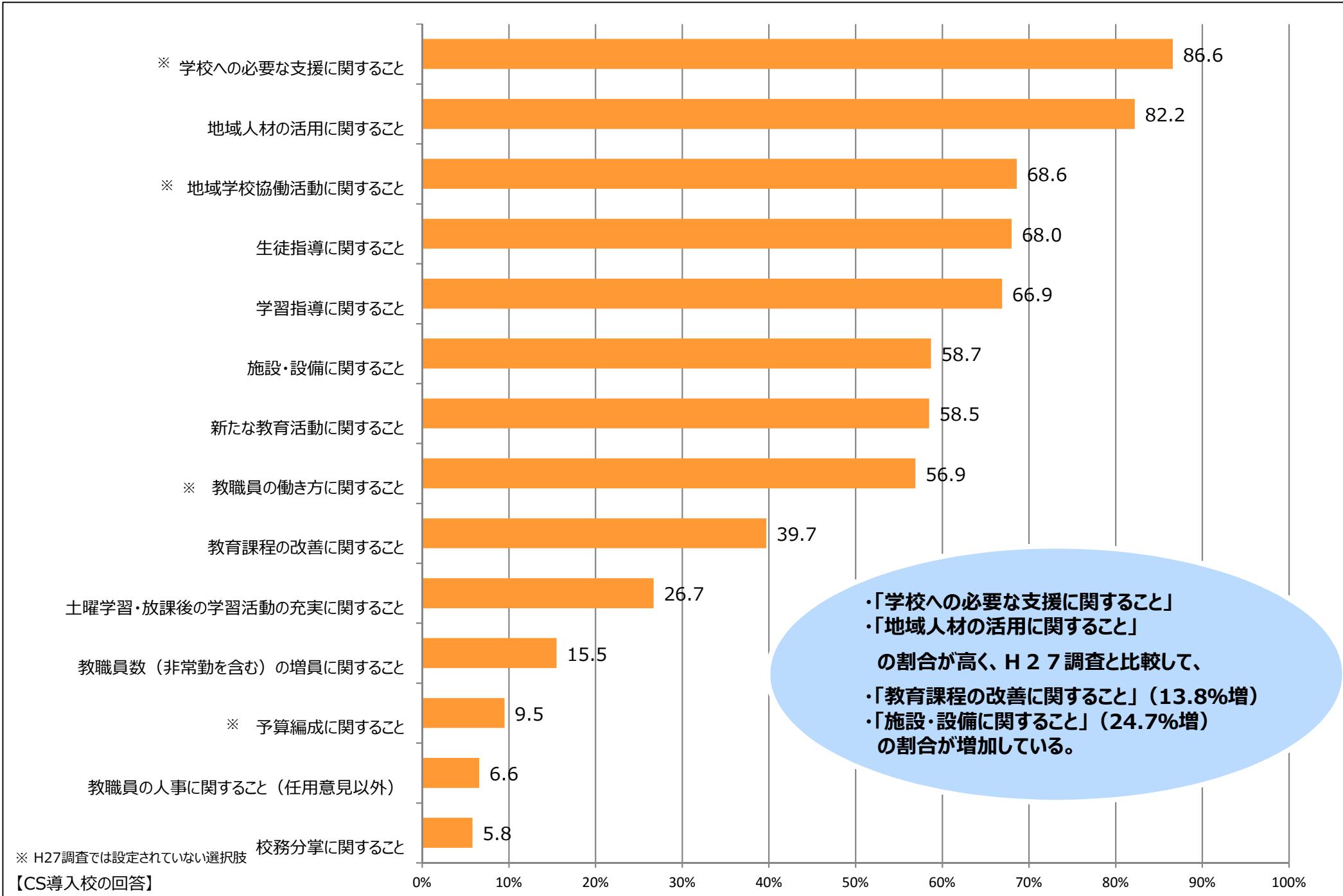
学校運営協議会の効果的な運営の継続における重要事項



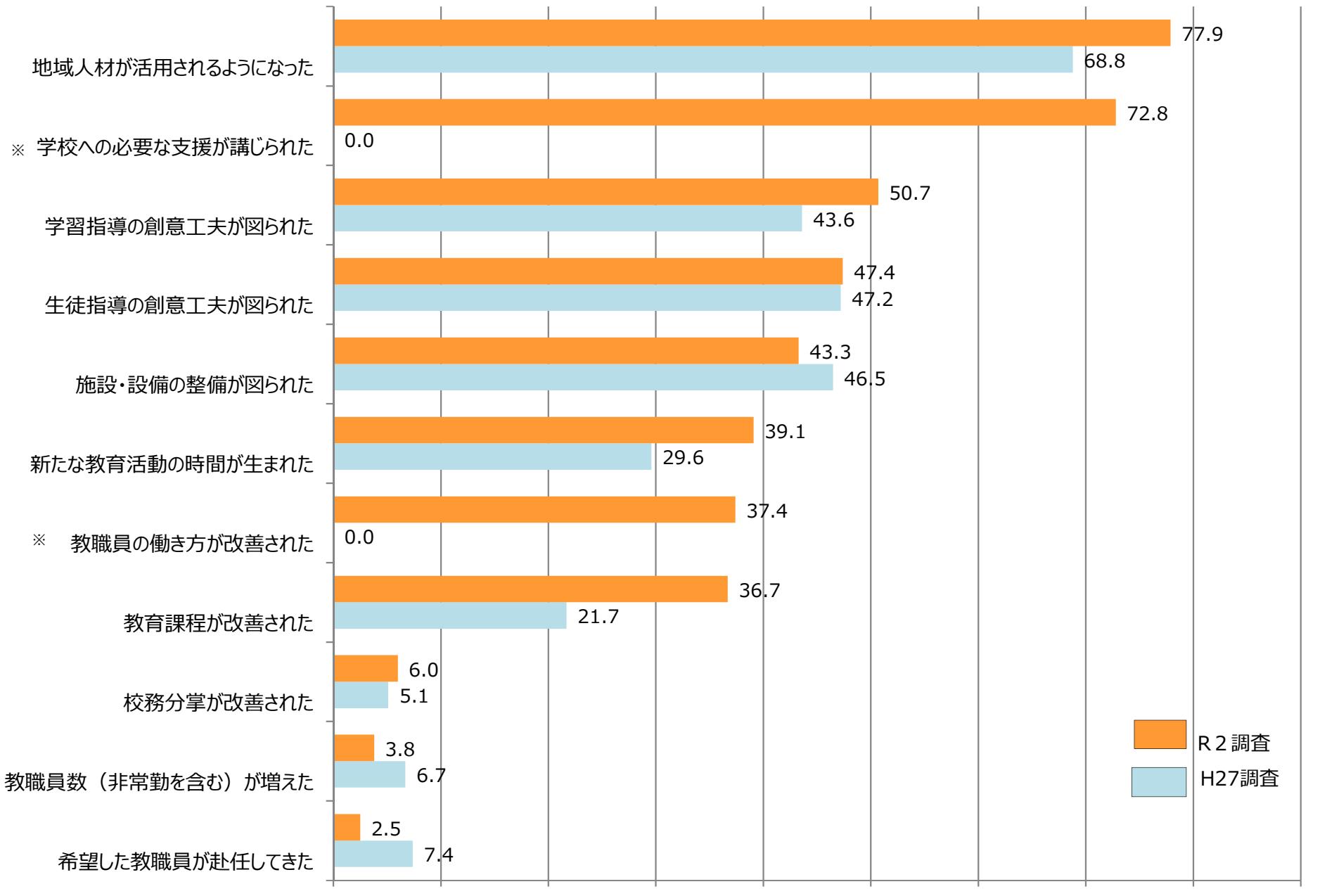
# 学校運営協議会で多く取り上げられた事項 (CS導入校)



# 学校運営協議会からの学校運営に関する意見内容 (CS導入校)



# 学校運営協議会の意見によって実現した具体的な事項（CS導入校）

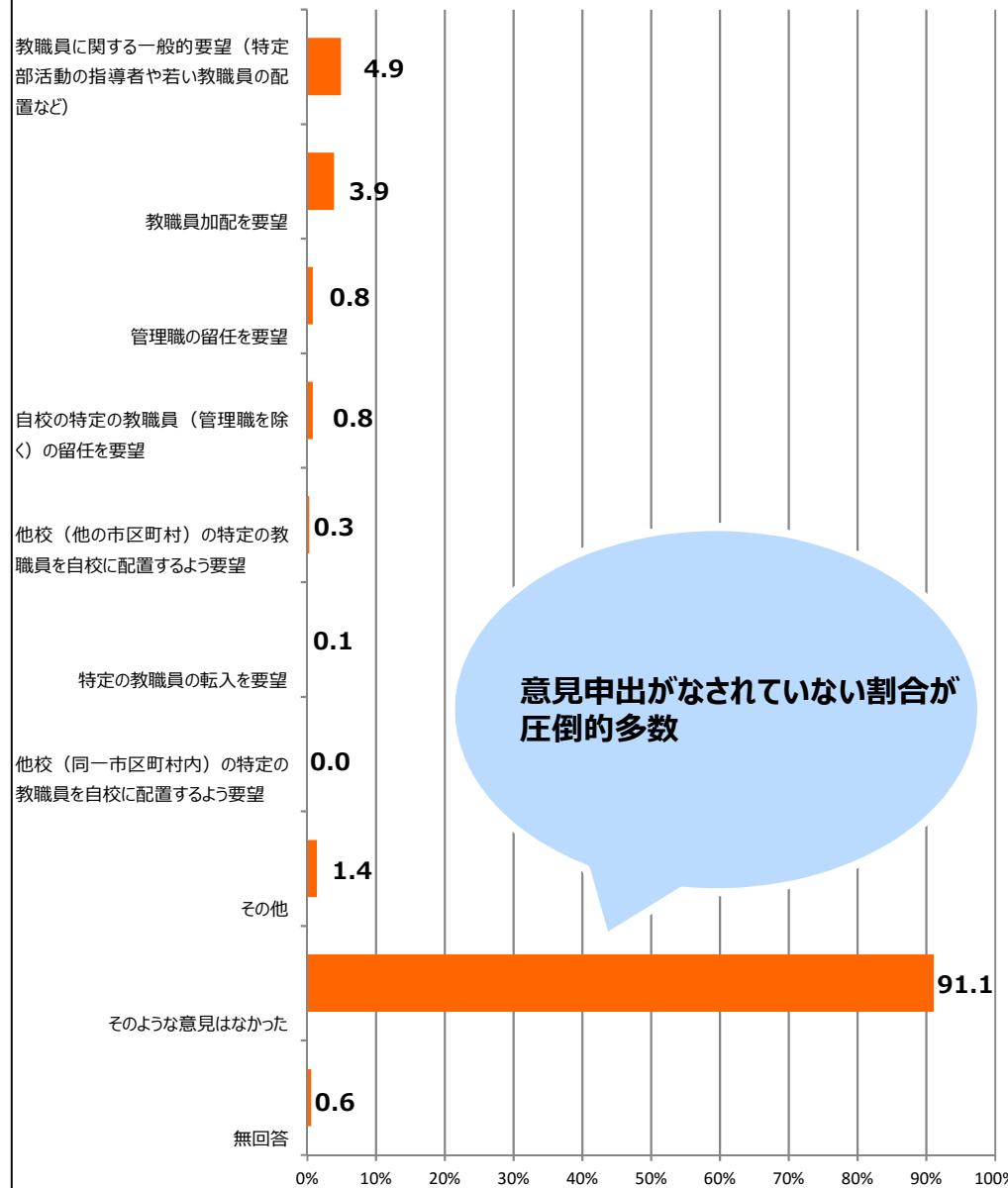


\* H27調査では設定されていない選択肢

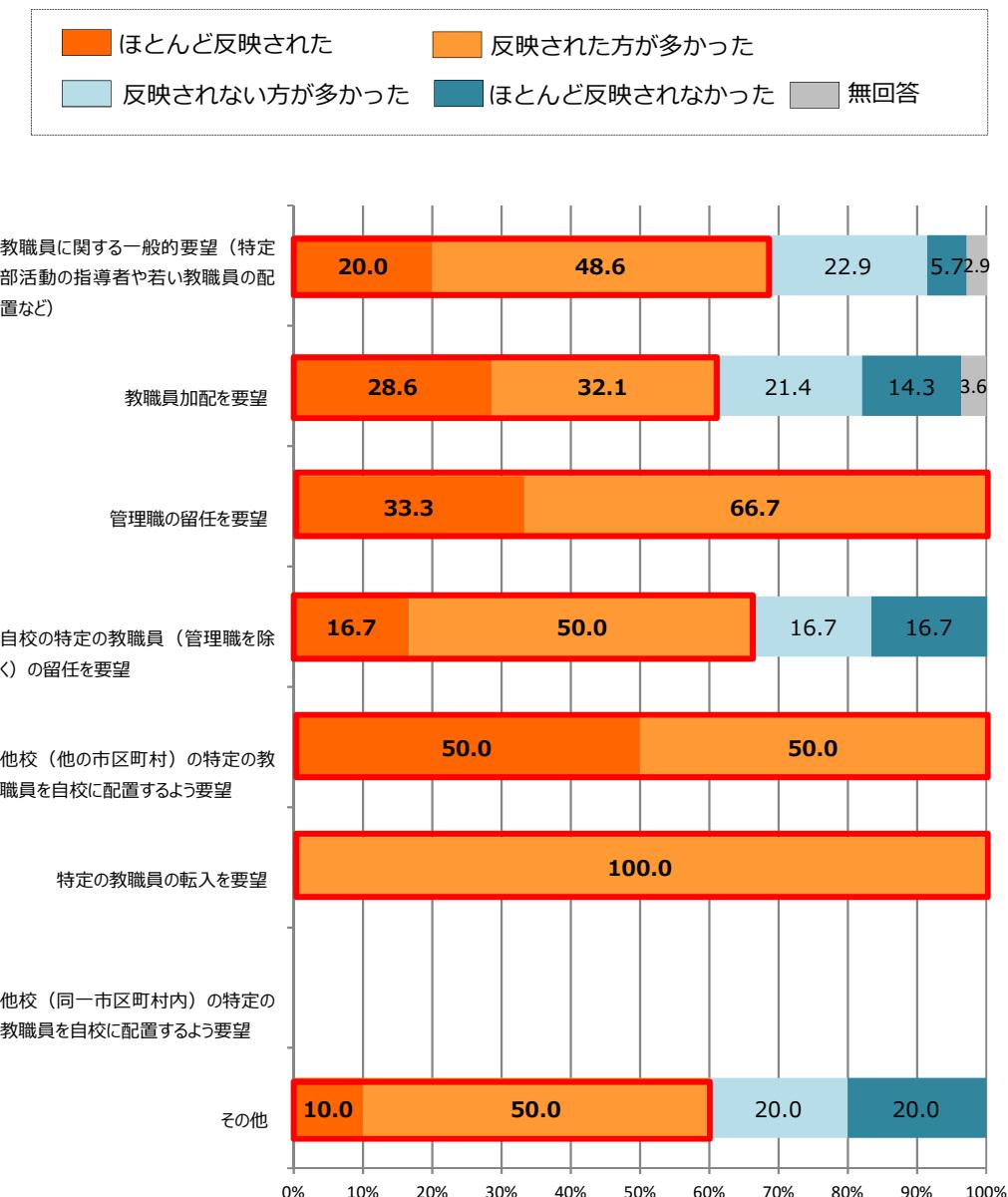
注釈） それぞれ選択肢「4何度も実現した」と「3少し実現した」の合計。

# 対象学校の職員の任用等に関する意見申出と反映 (CS導入教育委員会)

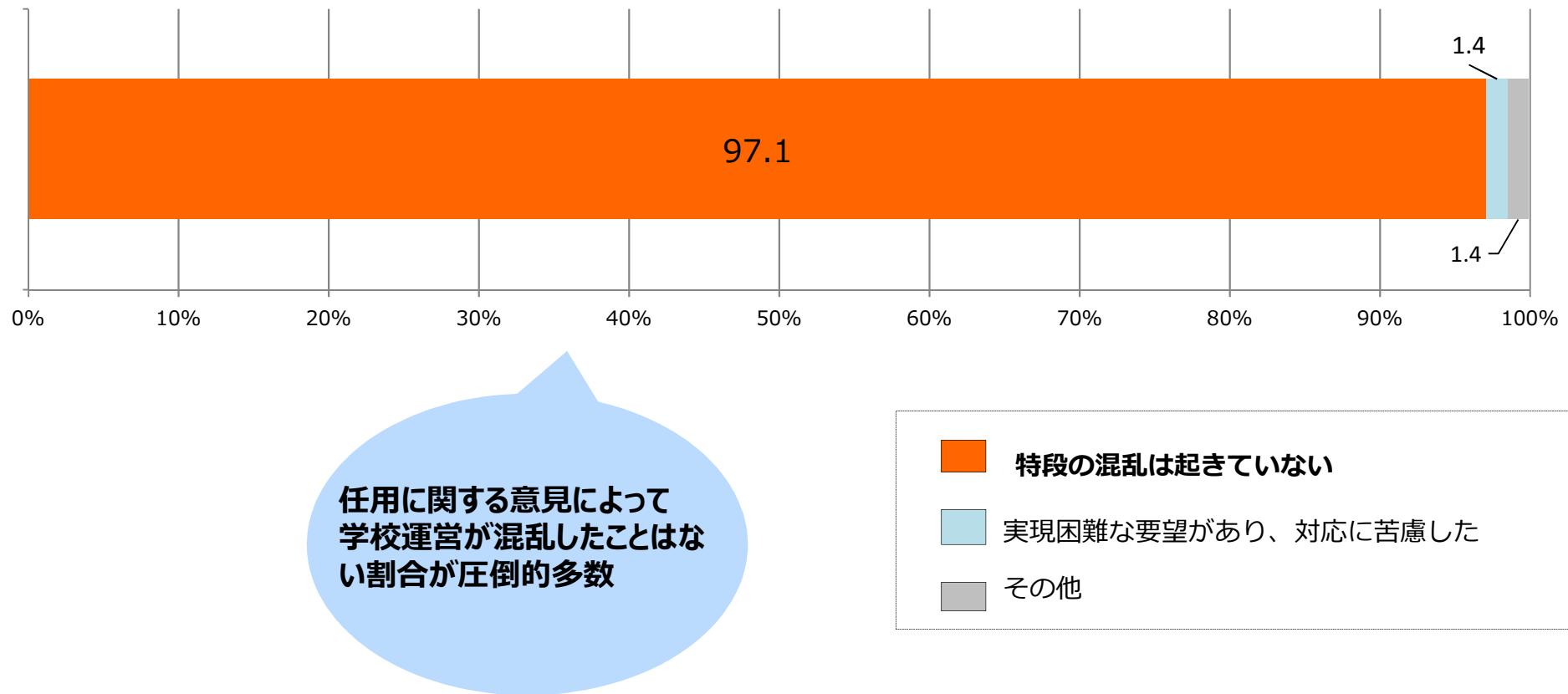
## ◆対象学校の職員の任用等に関する意見申出内容



## ◆対象学校等の職員の任用等に関する意見申出内容別反映状況



# 教職員の任用等に関する意見による学校運営の混乱（CS導入校）



【CS導入校の回答】

# 教育委員会による支援策とコミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の関係① (CS導入校)

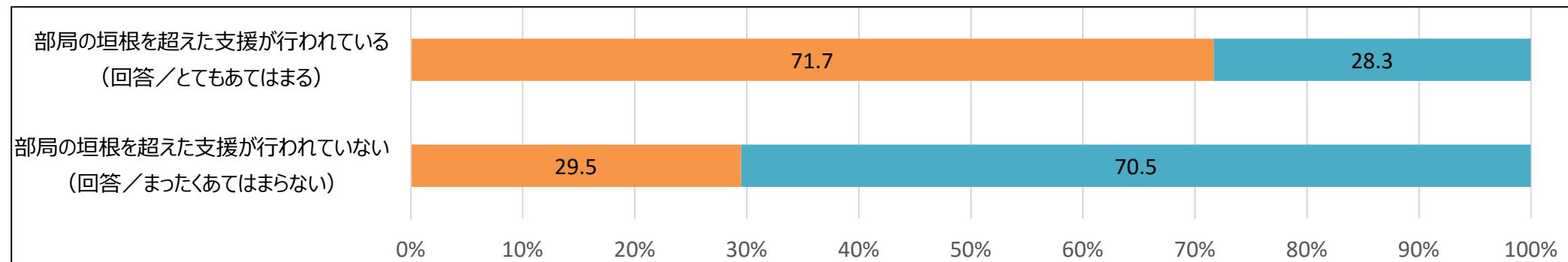
- ✓ 教育委員会による支援施策・事業に対する認識との関係をみると、いずれの項目においても「とてもあてはまる」と回答した学校では学校運営協議会の有益さに対する実感の割合が高い傾向がある。

学校運営協議会の活動は  
学校運営に有益な成果を及ぼしている

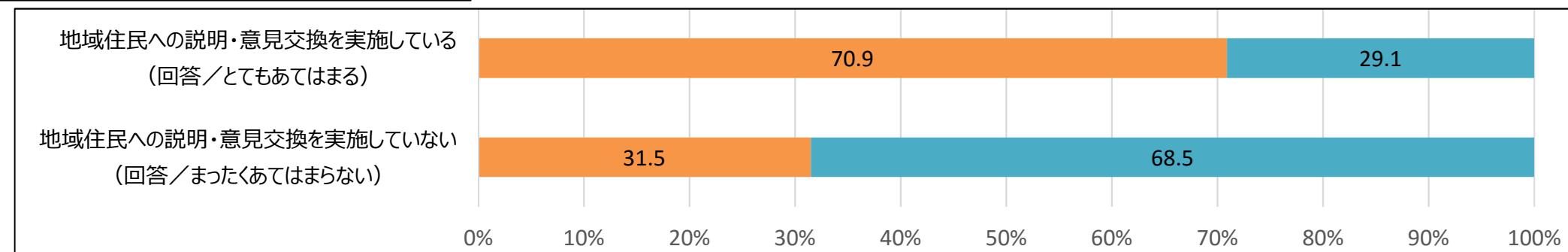
あてはまる

まああてはまる、あまりあてはまらない、  
あてはまらない、無回答 の合計

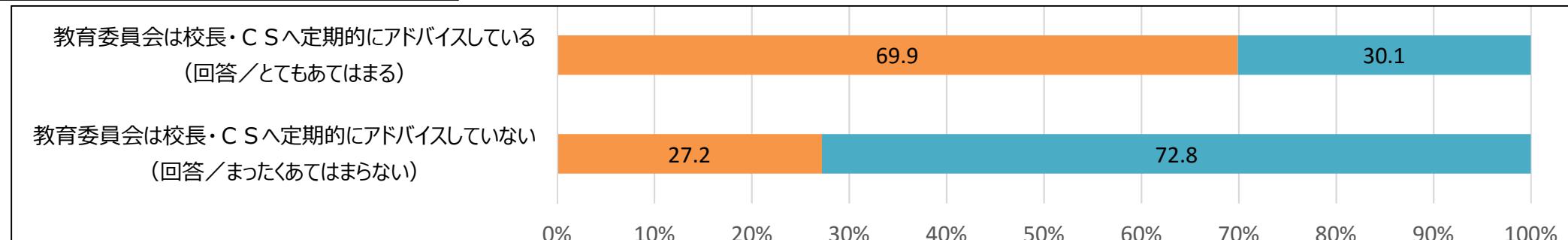
## 部局の垣根を超えた支援



## 地域住民への説明・意見交換の実施



## 教育委員会の定期的なアドバイス



【CS導入校の回答】

# 教育委員会による支援策とコミュニティ・スクールが有益だと強く感じている学校の関係② (CS導入校)

学校運営協議会の活動は  
学校運営に有益な成果を及ぼしている

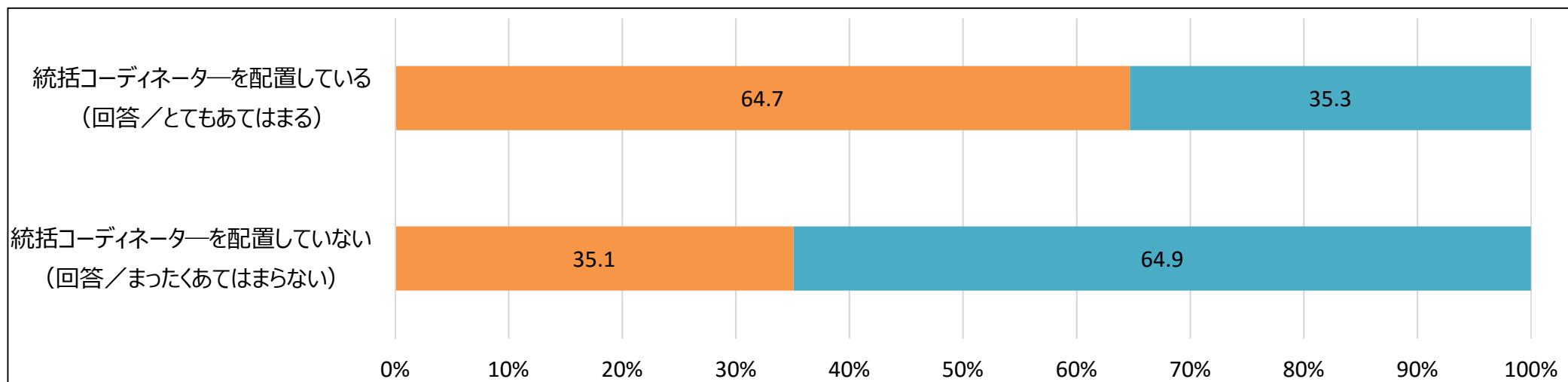


あてはまる

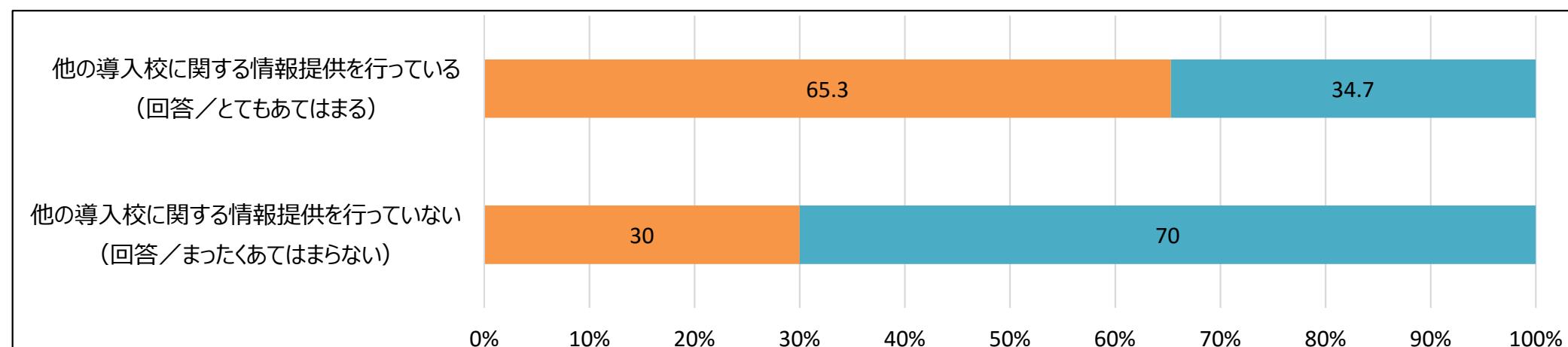


まああてはまる、あまりあてはまらない、  
あてはまらない、無回答 の合計

## 統括コーディネーターの配置



## 他の導入校に関する情報提供



# 教育委員会の伴走支援が学校運営協議会の成果認識に及ぼす効果

- ◆ 「教育委員会事務局職員が校長、学校運営協議会に対して定期的にアドバイスを行っている」と回答した学校は、そうでない学校に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「学校が活性化した」「学校運営協議会の協議によって、学校・家庭・地域全体で育てたい子供像が共有されている」「校長等、教職員の異動に関わらず、継続して議論ができる体制がつくられている」と実感する割合が高い。

とてもあてはまる

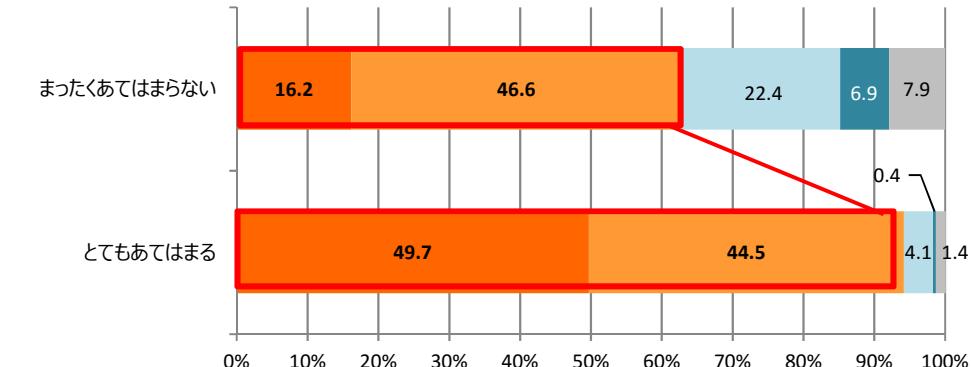
まああてはまる

あまりあてはまらない

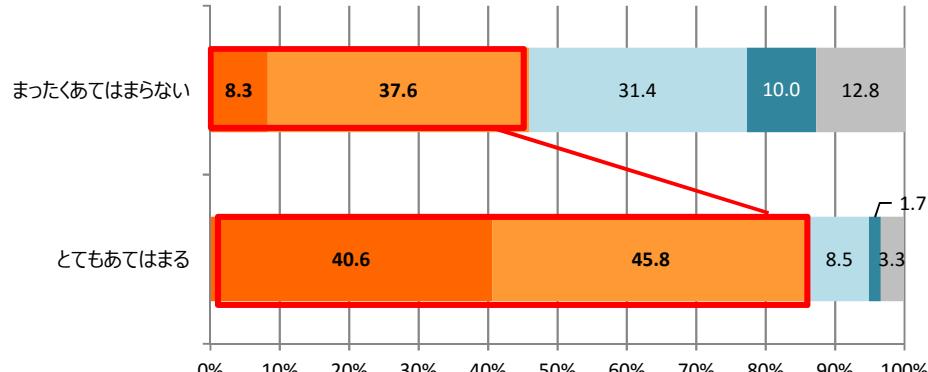
まったくあてはまらない

わからない、無回答

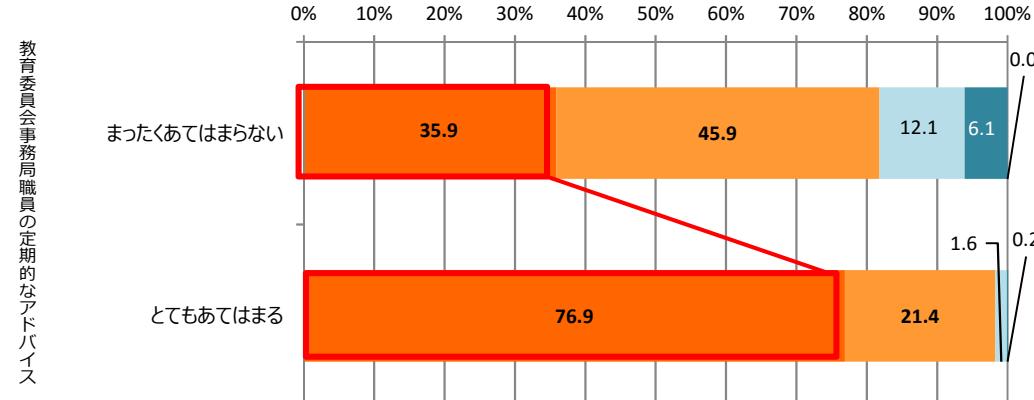
## ◆ 「特色ある学校づくりが進んだ」



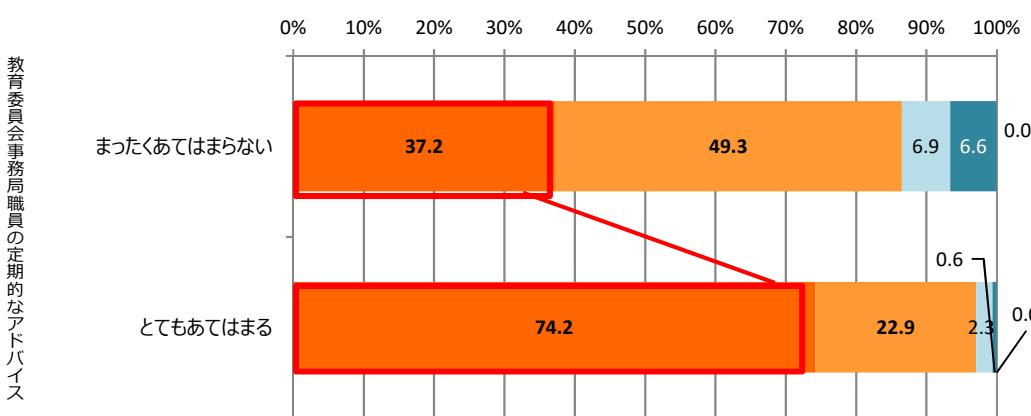
## ◆ 「学校が活性化した」



## ◆ 「学校運営協議会の協議によって、学校・家庭・地域全体で育てたい子供像が共有されている」



## ◆ 「校長等、教職員の異動に関わらず、継続して議論ができる体制がつくられている」



# コミュニティ・スクールへの地域学校協働活動推進員配置による効果

- ◆ CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）を配置している自治体は、そうでない自治体に比べ、「特色ある学校づくりが進んだ」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

とてもあてはまる

まああてはまる

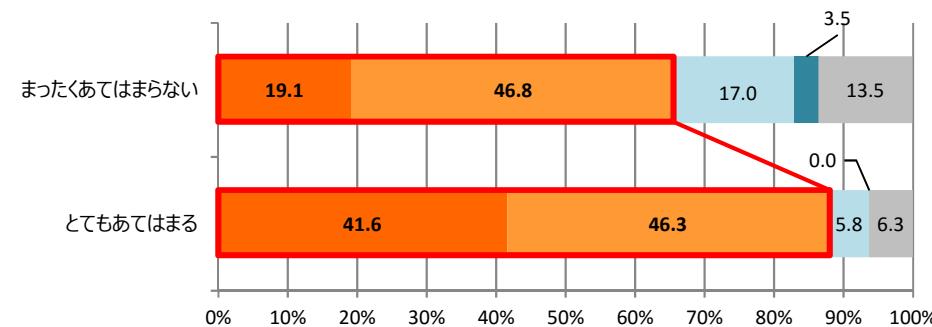
あまりあてはまらない

まったくあてはまらない

わからない、無回答

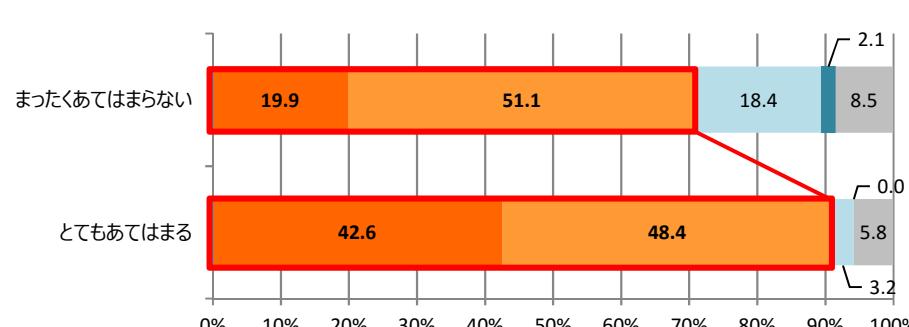
## ◆ 「特色ある学校づくりが進んだ」

コーディネーターの配置



## ◆ 「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」

コーディネーターの配置



- ◆ 自治体の取組として、CS導入校に対してコーディネーター（地域学校協働活動推進員等）が配置されている学校は、そうでない学校に比べ、「教職員が子供と向き合う時間が増えた」「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」と実感する割合が高い。

とてもあてはまる

まああてはまる

あまりあてはまらない

まったくあてはまらない

わからない、無回答

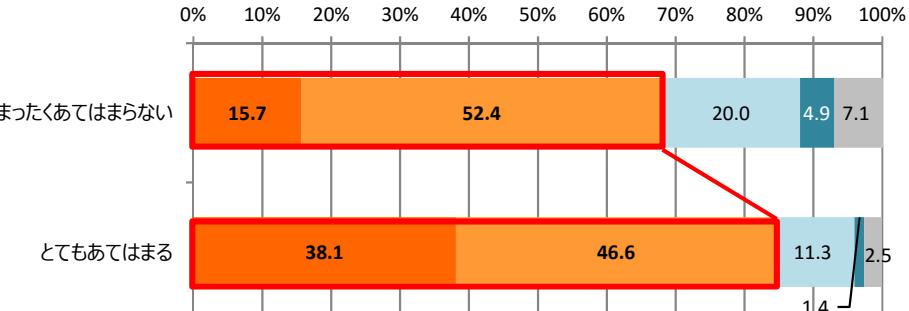
## ◆ 「教職員が子供と向き合う時間が増えた」

コーディネーターの配置



## ◆ 「地域と連携した取組が組織的に行えるようになった」

コーディネーターの配置



# 家庭・地域との連携・協働が学校運営協議会の成果認識に及ぼす効果

- ◆ 学校運営協議会の導入のきっかけとして、「保護者や地域からの強い要望があった」「コーディネーターが配置されている」学校の方が、学校運営協議会の活動が学校運営に有益であると感じている割合が高い。

あてはまる

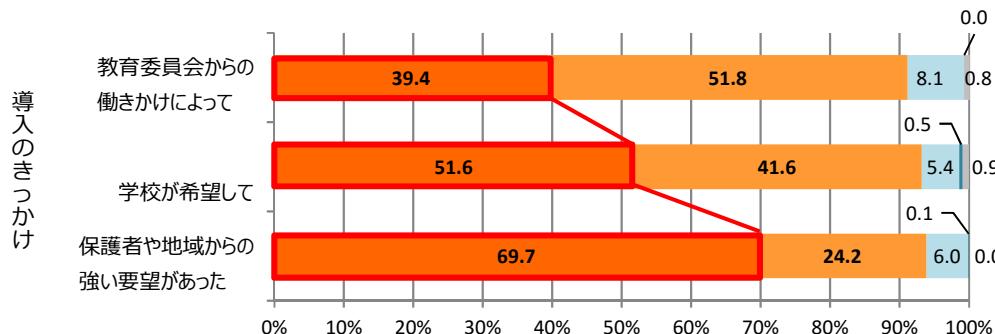
まああてはまる

あまりあてはまらない

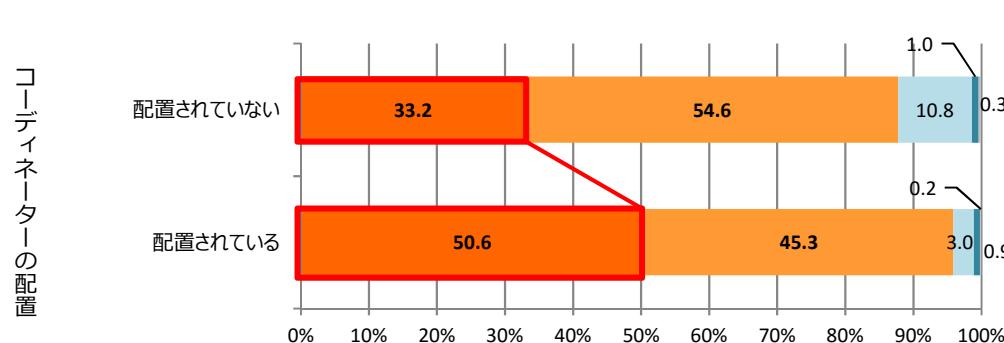
あてはまらない

無回答

- ◆ 学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている



- ◆ 学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている



- ◆ 地域学校協働本部と学校運営協議会が連携している学校の方が、「特色ある学校づくりが進んだ」「学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている」と感じている割合が高い。

あてはまる

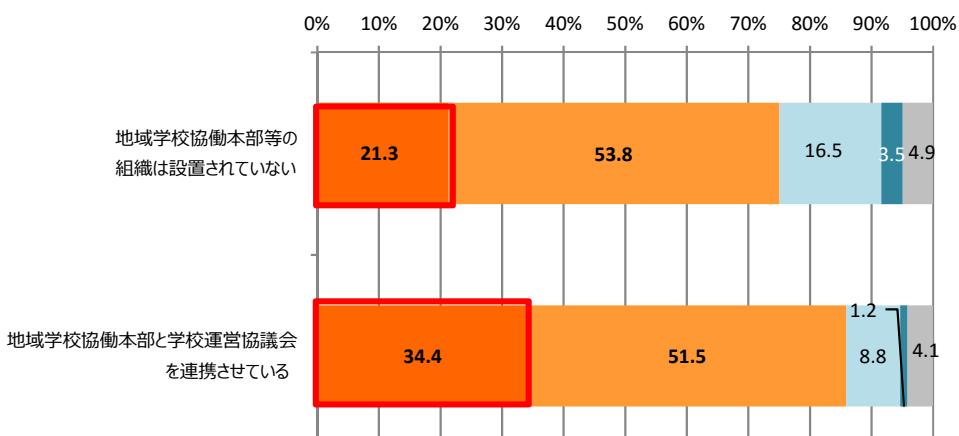
まああてはまる

あまりあてはまらない

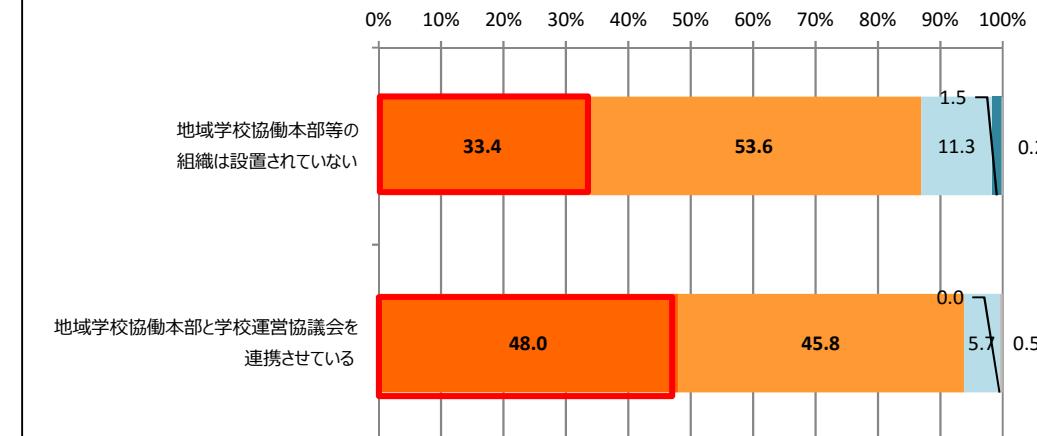
あてはまらない

わからない、無回答

- ◆ 「特色ある学校づくりが進んだ」



- ◆ 学校運営協議会の活動は学校運営に有益な成果を及ぼしている



# 学校運営協議会の必置に対する考え方（CS導入教育委員会）

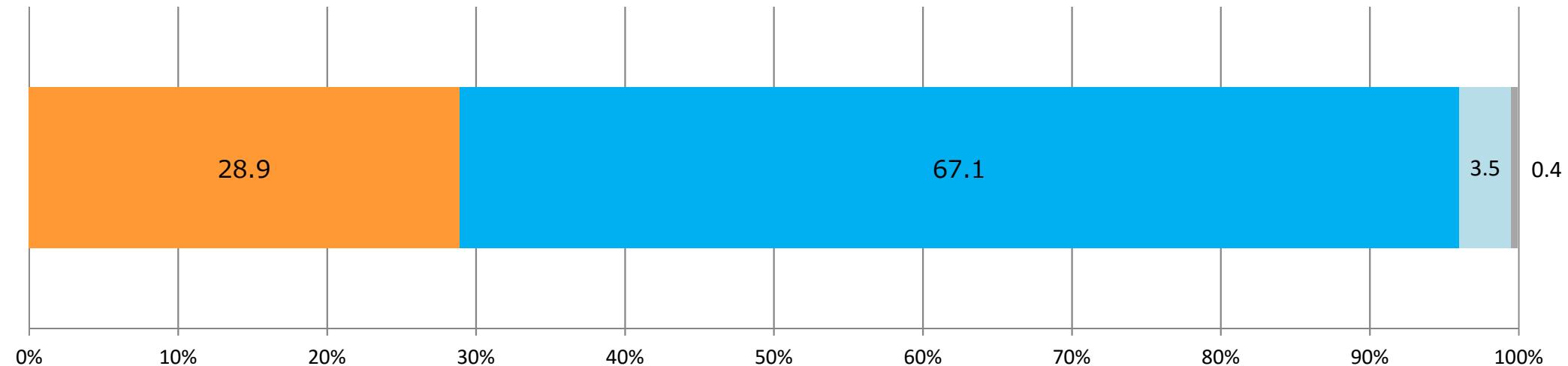
■ 全ての教育委員会で必置とすべき

■ 現行通り努力義務のまとすべき

■ その他

■ 無回答

## ◆ 学校運営協議会を必置とすることについてどのように考えますか



### ○その他（3.5%）の内訳

- ・地域や学校の実情に応じて考えるべきもので、法で縛り付けるものではない。当事者が主体性をもって設置したものでなければ本来の目的を失い、形骸化したものとなる。
- ・必置・努力義務の選択はどちらでもよく、それよりも、運営協議会の設置とそれに対する運営面への具体的な支援等をセットにすることが、効果を高めるには必要であると考える。

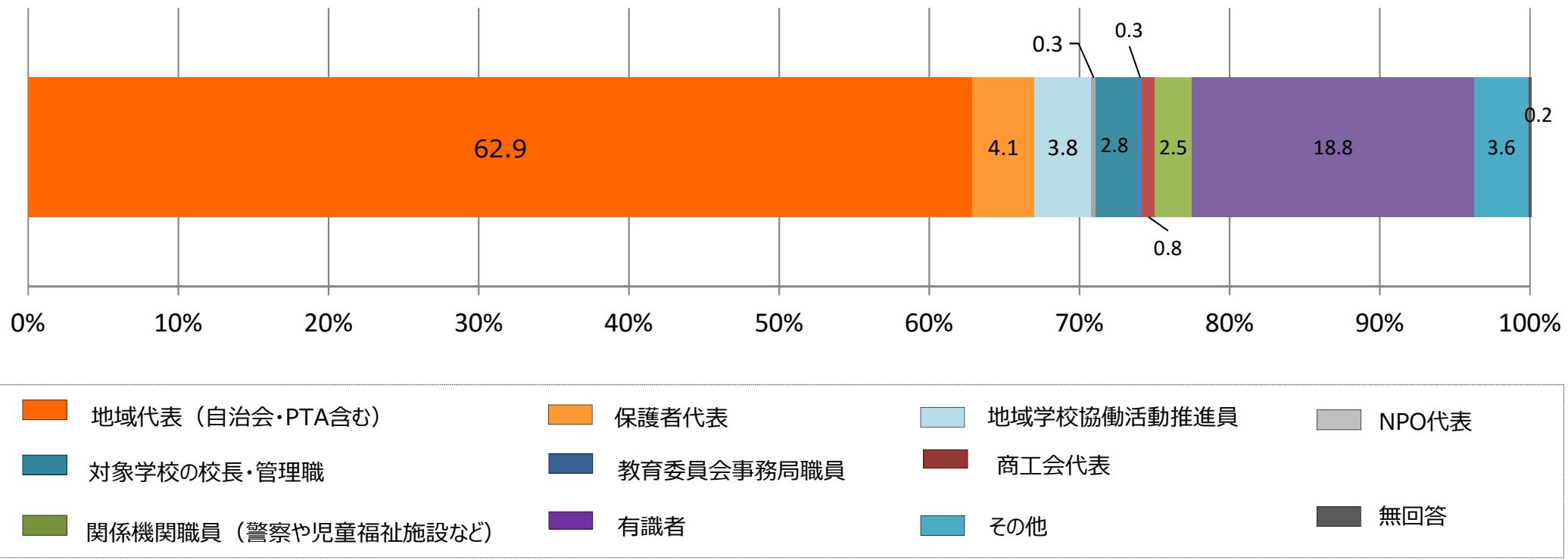
# 学校運営協議会委員の構成（CS導入校）

## ◆ 委員人数

平均13.64人（H27調査 平均13.36人）

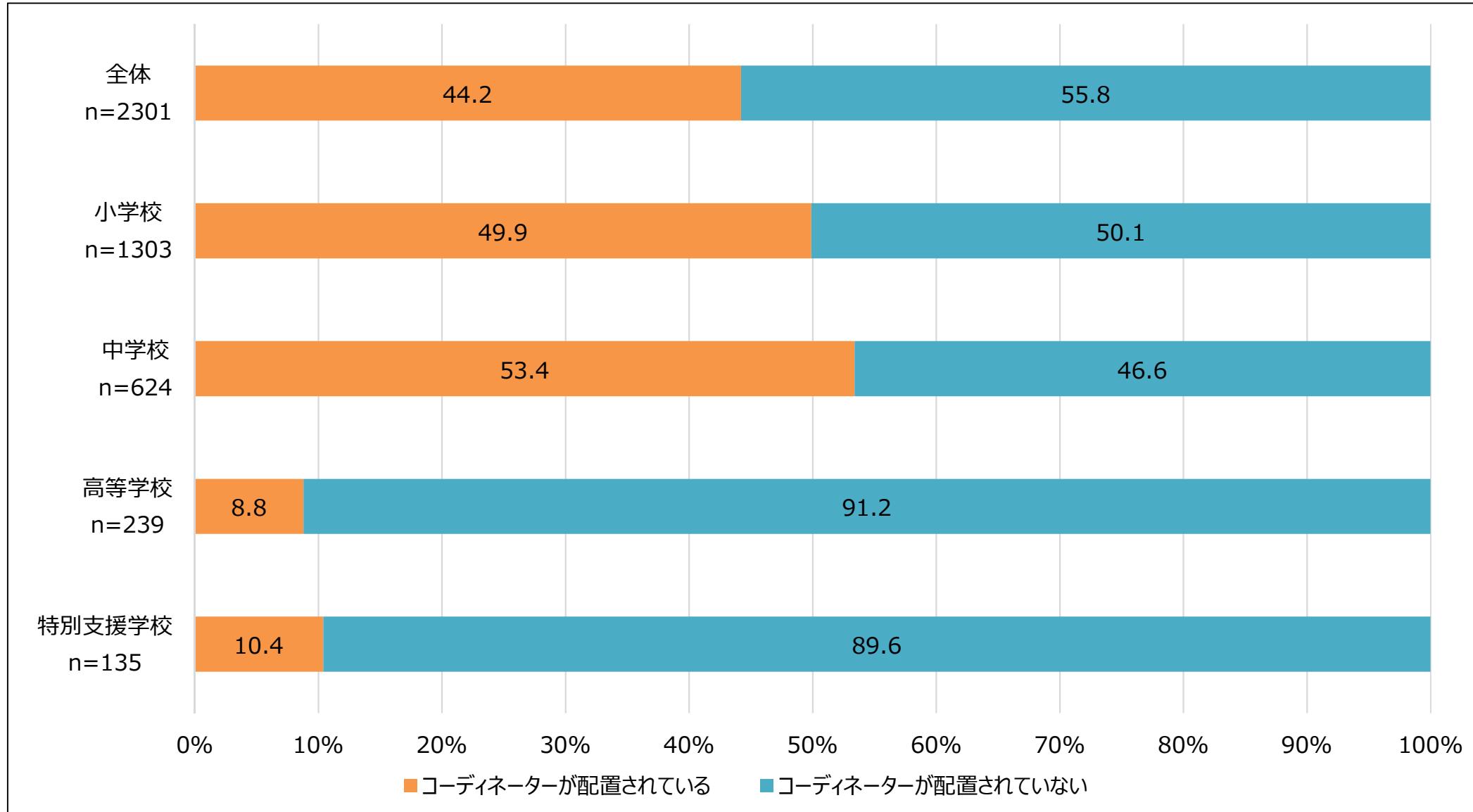
H27からほぼ変化なし

## ◆ 学校運営協議会の会長の選出枠組



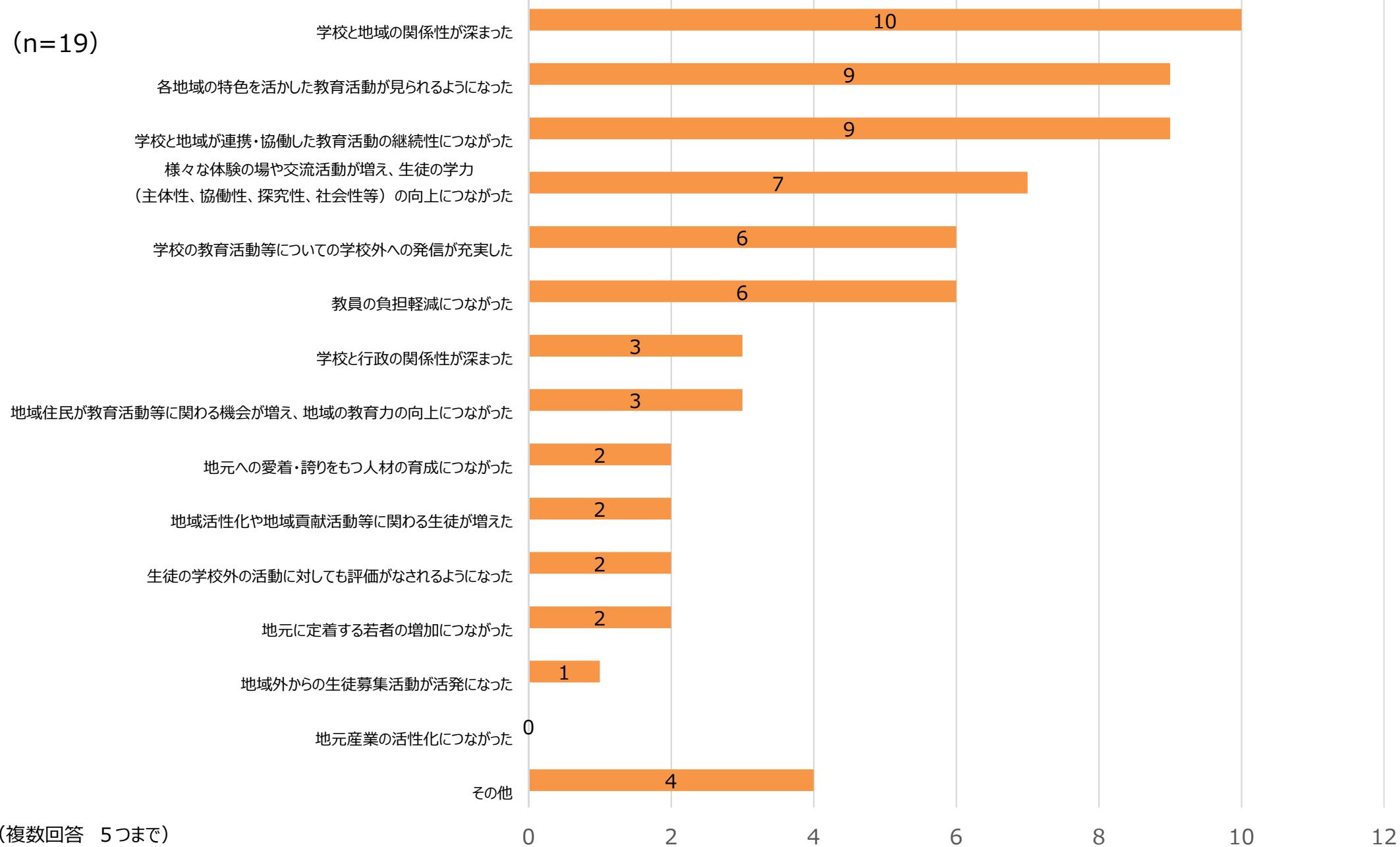
# 学校と地域の連携のためのコーディネーター配置状況（CS導入校）

- ✓ コーディネーター（地域学校協働活動推進員、非常勤職員（有償）、ボランティア（無償））は小学校、中学校において配置されている学校の割合が高い。



# コーディネーターを配置したことによる成果・効果

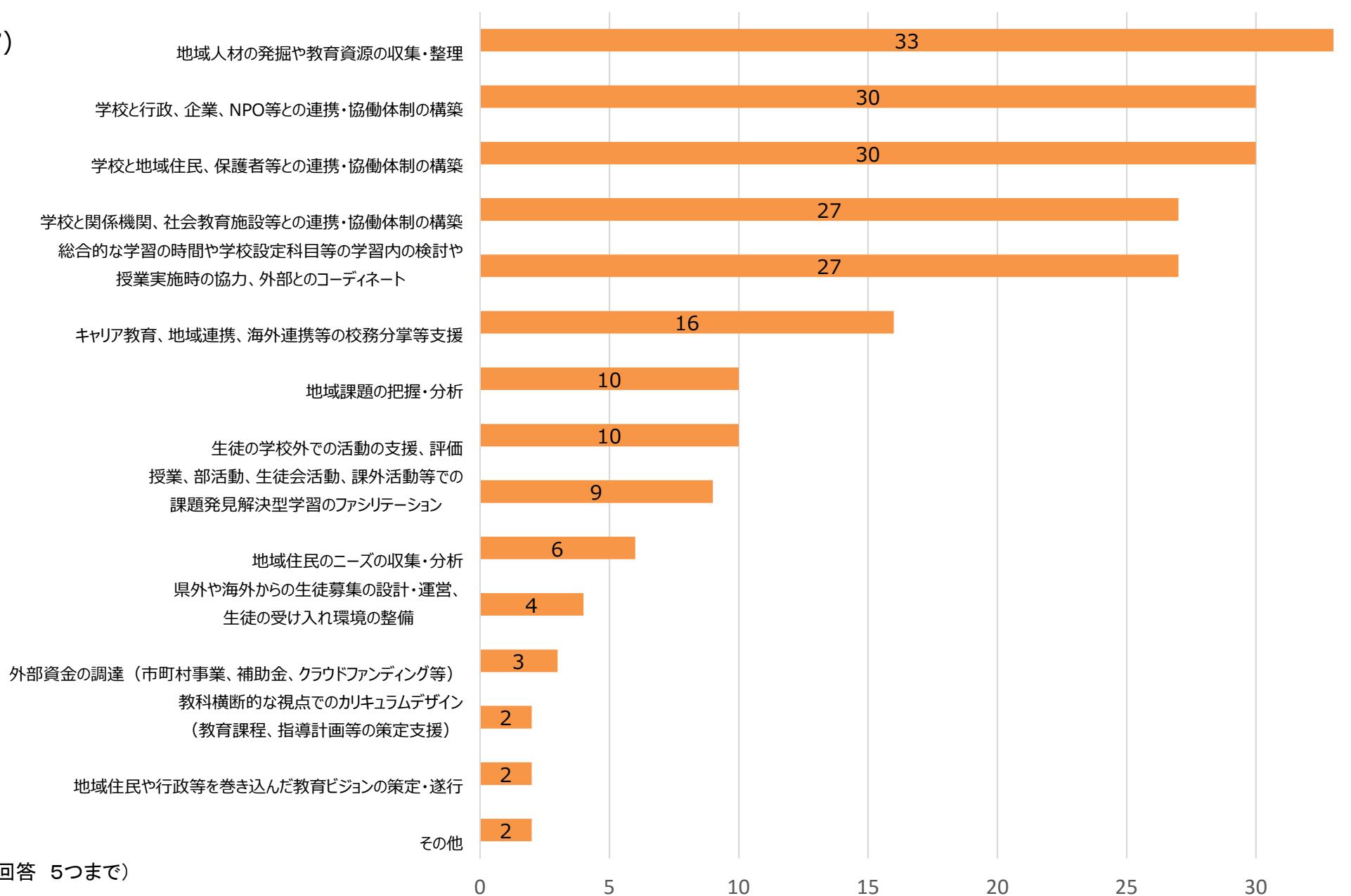
(n=19)



(複数回答 5つまで)

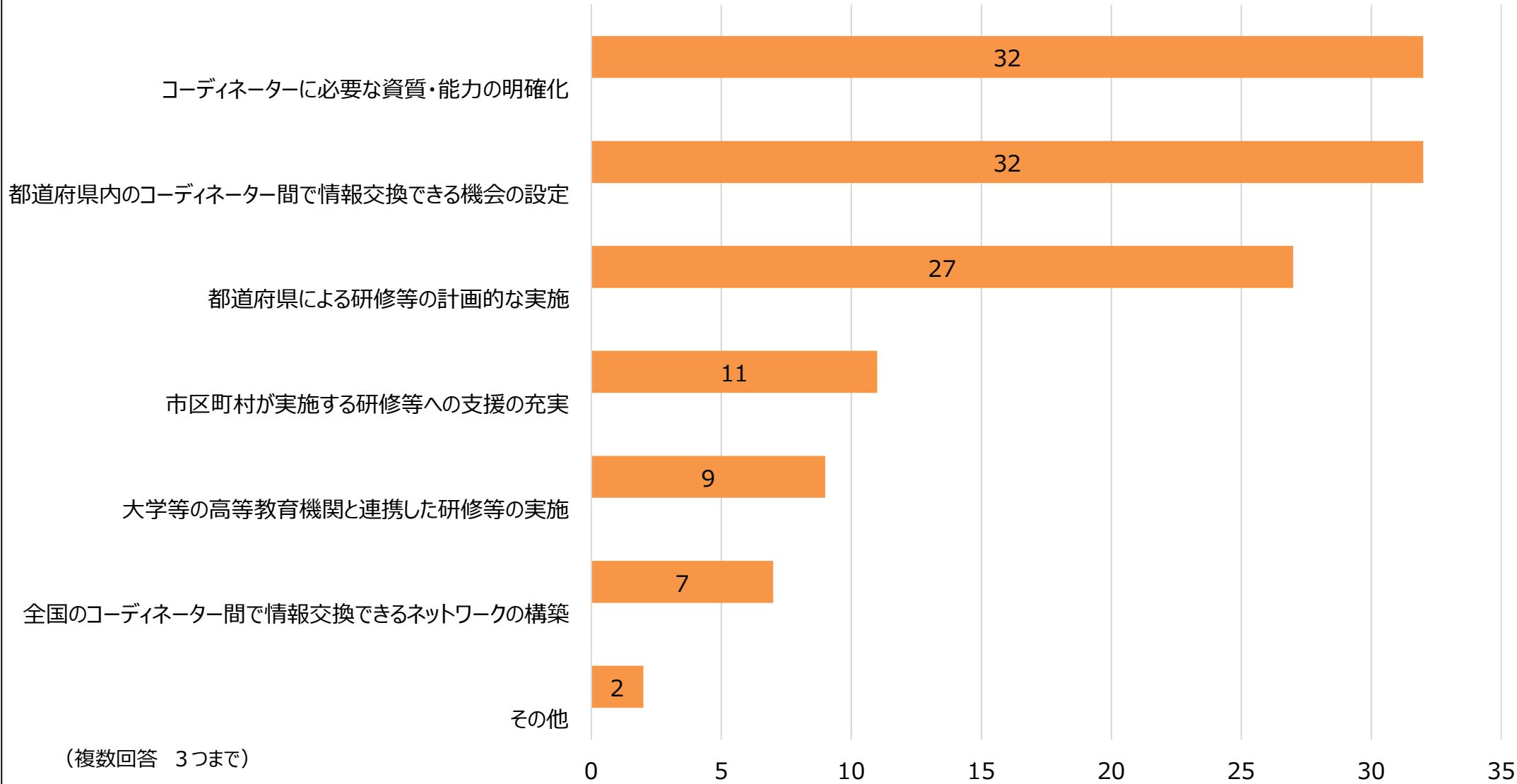
# 今後コーディネーターに期待する職務・活動内容

(n=47)



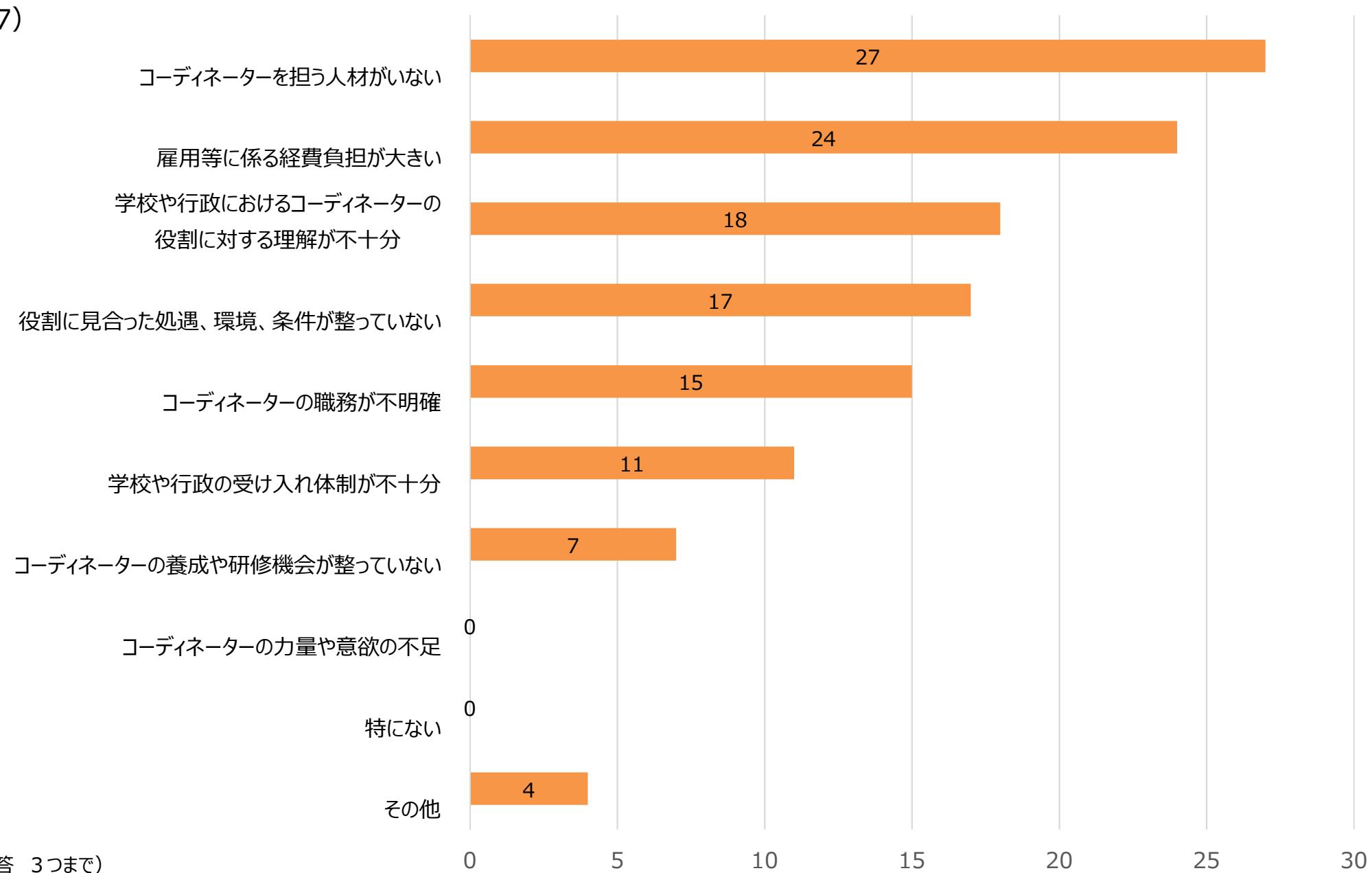
# 今後必要と考えるコーディネーターの養成・育成の在り方

(n=47)



# コーディネーターを配置するまでの課題

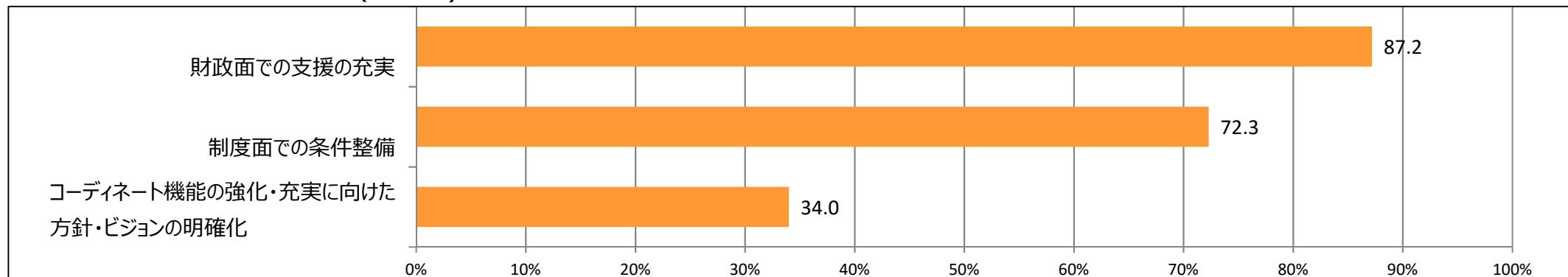
(n=47)



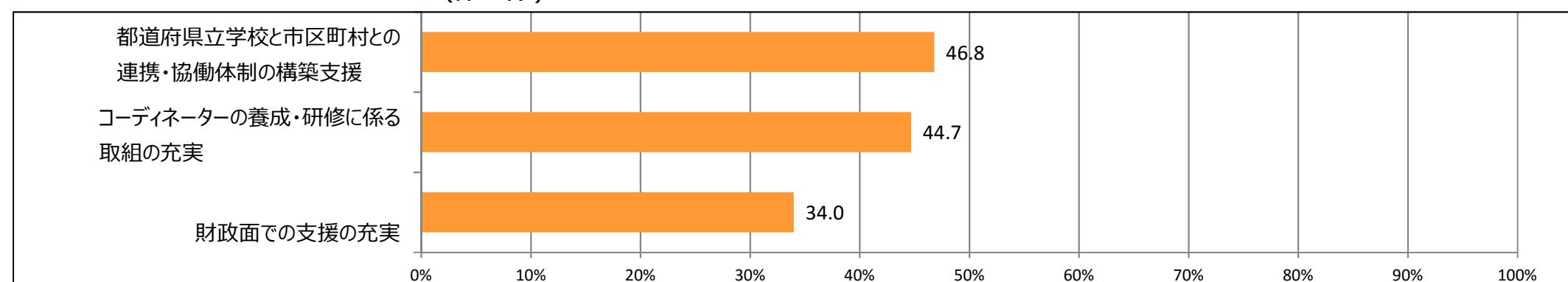
(複数回答 3つまで)

# コーディネーター機能の強化・充実に向けて求められる役割（上位3つ）

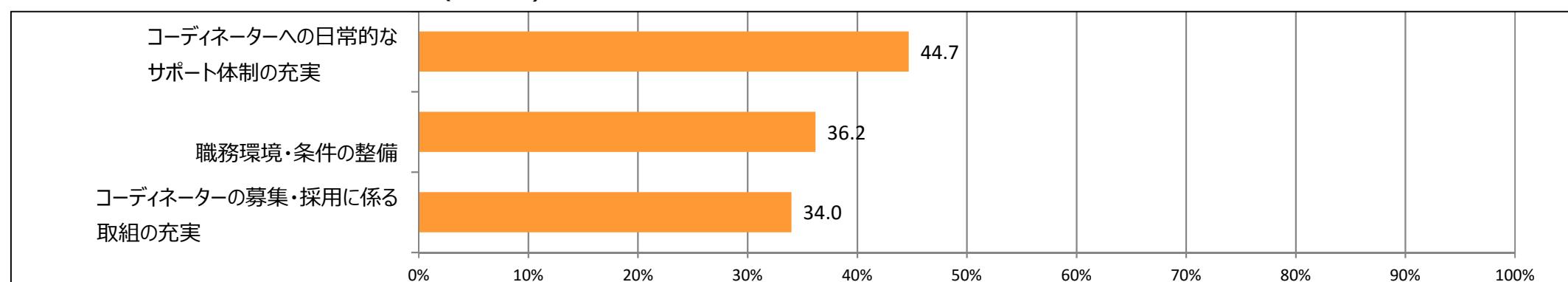
【国に求められる役割】 (n=47)



【都道府県に求められる役割】 (n=47)



【市区町村に求められる役割】 (n=47)

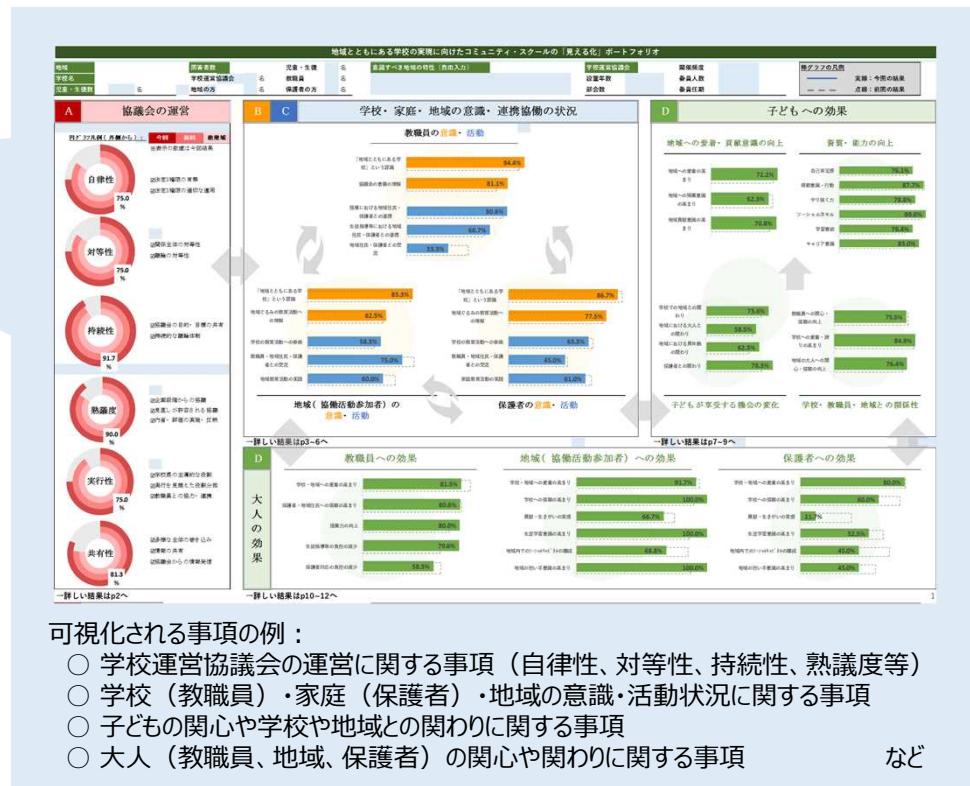
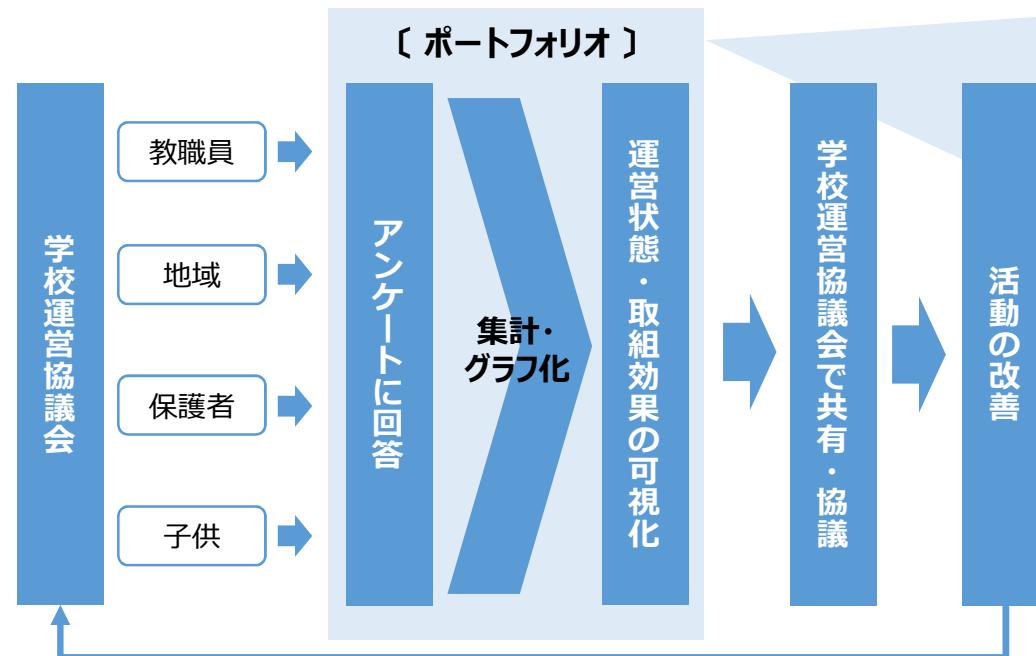


# CSポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、CSの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「CSポートフォリオ」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

（※文部科学省委託事業として、令和2年度は、試行的に一部小中約40校で検証を実施。令和3年度は、小中における継続検証及び高等学校での検討・検証を実施予定）

## 【CSポートフォリオの仕組み（イメージ）】



- ▶ CSの運営状態やCSの生み出す効果を視覚化
- ▶ 今後の学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる

## CSの診断ツール（＝健康診断）

## 【今後の活用の可能性】

- ① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のCSの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、PDCAサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）
- ② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与

P 2

P 9

P 1 9

P 4 4

P 5 3

P 6 0

P 7 1

制度関連

導入状況等

各種データ関連

各地の事例

文部科学省の取組

総論関連

総務省関連資料

# コミュニティ・スクールを基盤にして「社会に開かれた教育課程」を実現している取組事例

## コミュニティ・スクールを基盤とした萩大島ならではの小中一貫教育の推進（山口県萩市立大島小中学校）

学校が小中一貫教育校としてスタートするにあたり、9年間の系統性・連続性を強化した「萩大島地域のひと、もの、こと」を生かした実効性のある学校・地域連携カリキュラムを、コミュニティ・スクールを基盤に児童生徒を中心に、教職員・保護者・地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって開発した。

学校・地域連携カリキュラムで児童生徒に身に付けさせたい資質能力を学校運営協議会、保護者懇談会、学校だよりや“コミスク通信”等で共有する。

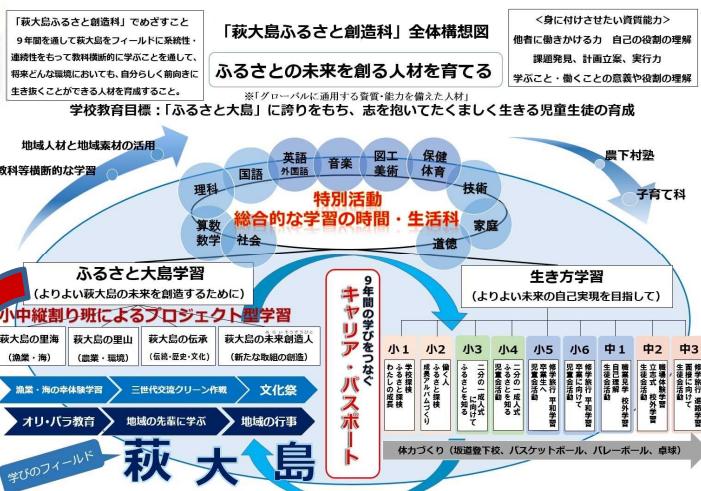
学校運営協議会では、カリキュラム作成の土台となる萩大島の強みと課題を洗い出すSWOT分析（環境分析）や、強みを生かした学習内容の抽出まで、児童生徒、教職員、保護者、地域住民（学校運営協議会委員）が一体となって熟議を行った。



地域のSWOT分析の様子 生徒がカリキュラム編成に参加

【萩市立大島小中学校 学校運営協議会】  
○委員数：14名 ○年間開催日数：5回  
(教職員も含む) (+ 参観日等案内)  
○構成員：  
町内会長1、婦人会長1、主任児童委員1、  
社会福祉協議会会長1、公民館長1、  
教職員5、保育園長1、小中PTA会長2、  
萩市役所大島出張所長1 (令和元年度実績)

9年間の全教育課程をキャリア教育の視点から捉え直し「萩大島の未来を創る人材を育てる」ことを目標に掲げた「萩大島ふるさと創造科」を構想した。



包  
好 大 う  
き 島  
え  
か  
?

伝承チームが作成  
したPRポスター

ふるさと大島学習～萩大島魅力化プロジェクト～

【身につける力】 主体性・闘わる力・粘り強さ



## 考察

- 児童生徒が、カリキュラムの構想段階から関わることで、学習への主体性が醸成され、学びに向かう一人ひとりの意志が引き出される。
- 学校と地域が連携して行う教育活動のためのカリキュラムには、児童生徒への「保護者や地域の願い」が込められている。
- そのカリキュラムで目指すべきゴール(児童生徒の姿)を明確にし、児童生徒、教職員、保護者、地域で共有することが大きな成果に繋がる。
- 地域に接し、地域に育まれる経験は、児童生徒に地域に対する愛着と誇りを醸成し、自分たちの手で地域の魅力を創る行動(志)を引き出す。
- コミュニティ・スクールの機能を生かしたカリキュラム編成の過程そのものが「教育課程を社会に開くこと」になる。

# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例

学校・家庭・地域の連携・協働による業務改善 (岡山県浅口市立鴨方東小学校)

## 鴨方東小学校の働き方改革の3領域

～生産性を高め、教育の質の向上を図る～

### 業務改善

※鴨方東小学校資料より

- ☆業務内容の棚卸し
- ☆コミュニティ・スクールの設置
- ☆校務分掌の新体制化等

### 意識改革

時間外勤務  
**25%減**

### 環境改善

- ☆職員室の機能的なレイアウト
- ☆人間関係・同僚性の構築等

### 時間改善

- ☆時間管理の力エル5
- ☆職員会議・終礼改善
- ☆勤務時間の記録等

#### ①業務内容の棚卸し（何をやって 何をやらないか）

- 教職員、保護者（PTA）、地域住民で、「どんな学校にしたいか」「どんな子供を育てたいのか」を熟議。そこで**業務の仕分け方針を共通理解**し、できるものから業務の廃止・簡略化に着手。



教職員・PTA役員・地域住民で熟議  
→ 仕分けの方針を共通理解！

#### ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置、地域学校協働活動による地域との連携



ワックスかけ

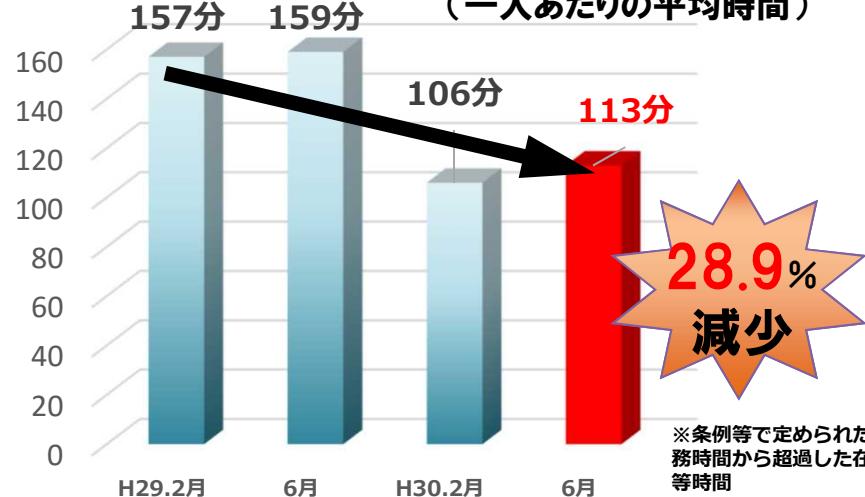
校内パトロール

- 育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有し、学校が担ってきた負担や役割等を見直したうえで、地域学校協働活動を開催。教職員と地域住民の共通理解のもと活動を展開することで、業務の効率化や教育の質が向上

育てたい子どもの姿や学校・家庭・地域の課題を共有したうえで学校の多様な業務の棚卸に取り組むとともに、それが取り組むことについて役割分担を見直すことにより、「働き方改革」につながり、教員の業務時間の削減を達成。

## 一日あたりの超過勤務時間\*の推移

(一人あたりの平均時間)



## 教職員へのアンケート結果

項目	%
1 退校時刻面で効果があった	88.8
2 働き方に関する意識が変わった	88.8
3 タイムマネジメント面で効果があった	86.3
4 生活習慣が改善された	82.5
5 業務や会議が減った	81.3
6 授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
7 精神的にゆとりができた	72.5
8 児童と向き合う時間が増えた	67.5

# コミュニティ・スクールが生徒指導上の成果につながった事例（福岡県春日市）

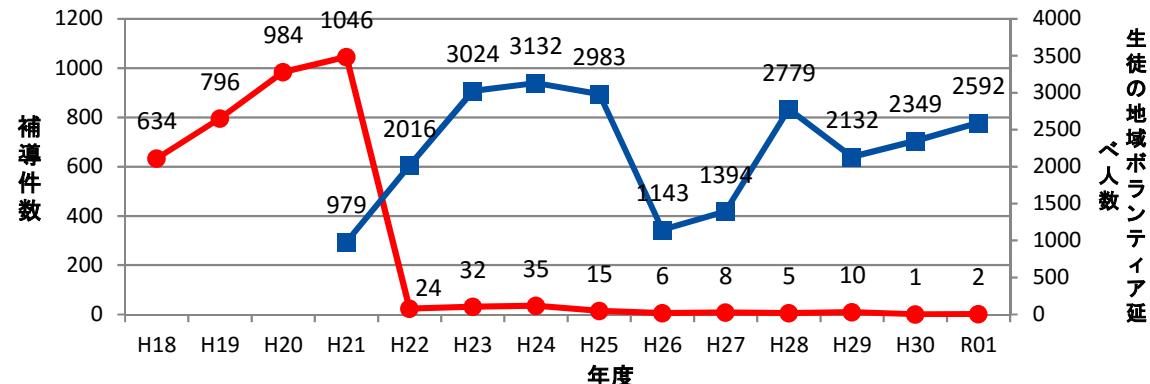
## 春日市の取組概要・経緯

- ◆ 春日市では平成17年度に九州で初導入(18校中3校)、以降学校の自主性を尊重し、希望する学校から順次導入し、平成22年に全校導入完了。
- ◆ 学校・家庭・地域の三者の双方向の関係構築による「共育」を特徴とし、学校への支援活動、地域への貢献活動だけではなく三者による協働活動を重視。
- ◆ コミュニティ・スクールの推進と同時に、住民による自律したまちづくりを実現するため自治会改革を実施し、学校を支える体制が強化。また、学校予算編成や執行権限等の学校への権限委譲や学校の業務負担軽減（研究指定の休止等）にも着手。

## 春日西中学校の取組概要・経緯

- ◆ 当時、補導件数の多さや生徒の問題行動等が課題になっており、学校は対応に苦労する一方、学校と地域の信頼関係もそれほど強くはない状況。
- ◆ 平成18年度に法律に基づくコミュニティ・スクールを導入し、学校運営協議会において、**学校の困りごと等を包み隠さず話し、どういった学校・生徒にしたいか、そのためにどの様にしていけばよいか等、議論**を重ねた。
- ◆ 地域の側も、率直な情報を出す**学校の姿勢に本気度を感じ**、保護者・地域・教員・警察が連携した夜間パトロール等を開始。結果として**補導件数は激減**。
- ◆ この成果には、教育課程の内外において、生徒が地域の行事等にボランティアとして積極的に参加できる仕組みを確立し、子供が主体性を発揮できる場面を創出したことにより、**子供の自尊感情や自己有用感が高まり、社会性・規範意識等の伸長に寄与**したことも影響。

## 生徒指導上の課題を学校・家庭・地域で解決（補導件数の激減・生徒による地域ボランティア増）



## コミュニティ・スクールの成果

- ◆ 学校と地域が対話を通じて、目標を共有し、課題を解決する姿へ
  - ・学校、家庭、地域の対等な議論、それぞれの役割等の整理
  - ・夜間パトロールや地域学校協働本部といった事業展開
  - ・教育課程内外での生徒の地域ボランティア体制の確立



- ◆ 子供が変わり、学校が変わり、まちも変わった
  - ・補導件数の「激減」、そして、学校や地域の体制が変わっても落ち着いた状態を「維持」
  - ・生徒の地域ボランティア等による自尊感情の高まり
  - ・安全、安心なまちづくり



## ④ 「共育」の基盤形成

### 生きる力・市民性の育成

市民性：よりよい地域社会実現のため、地域に関わろうとする意欲や行動力

- 学校による
  - 地域の人・物・事の活用
  - 協働活動の場の提供
  - 地域行事への参加・参画

### 協働のまちづくりへ

#### 学校

学習指導要領に基づいた基礎的・基本的な学びの育成  
教育の主体

- 学校による
  - 家庭教育支援
  - 子育て支援

## ② 役割と責任の分担

### 地域による

- 学習や学校行事運営等への支援

#### 家庭

心身の健康づくり  
学校行事運営等への支援

### 双方

#### 地域づくりの主体

社会の規範・ルール等  
学びやしつけの定着伸長

#### 学校運営協議会

地域行事や地域活動等への参加・参画

### 子育ての主体

地域による
 

- 安全・安心確保
- 協働活動の場の提供

### 双方

## ① 教育・子育てに関する目標の共有

### 卒業した大学生の声

「中学時代に地域ぐるみで何気なく楽しく行っていた活動が、全て今の自分に繋がっていることに気づいた。地域に育ててもらった自分が、今度は地域の人の側になって小中学校の子供たちと活動していきたい。そして、自分と関わった子供たちの中から今度はこちらの側に来てくれる、そのようなサイクルをつくりたい。」

（地域での多様な体験による成長、人づくりのサイクルへの気づきと行動）【H29 地域とともにある学校づくり推進フォーラム（東京）での登壇発言より】

### 生徒の声

「地域にお世話になっている、そのお返しをしたいという思いからボランティア活動をしている」（地域への感謝の心、ボランティア精神の萌芽）

「地域との関わりの中で、相手のことを考えることができるようになったり、周りのこと気に気づく力がついた」（相手を思いやる心、気づく力の伸長）

### 地域の声

「子供は地域の大切なパートナー、地域に欠かせない存在」  
(地域住民の生徒を見る目線の変化、温かなまなざし)

③ 相互に連携・補完

# 特定のテーマに重点を置いたコミュニティ・スクールの導入事例（熊本県）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

## 背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、地域と一体となった防災体制の構築に向けて、「防災に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

## 工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、関係機関職員や自治体職員など防災の専門家を任命
- ◆ 学校運営協議会の承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加することで、学校運営協議会を活用して、関係者が学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有



## 特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施



## 関係者の声

(学校)「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

(地域)「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

(生徒)「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々を助けられるように取り組んでいきたい。」

### ◆ C S 導入状況（県立高校）

H28: 2校 → H29: 50校(100%)

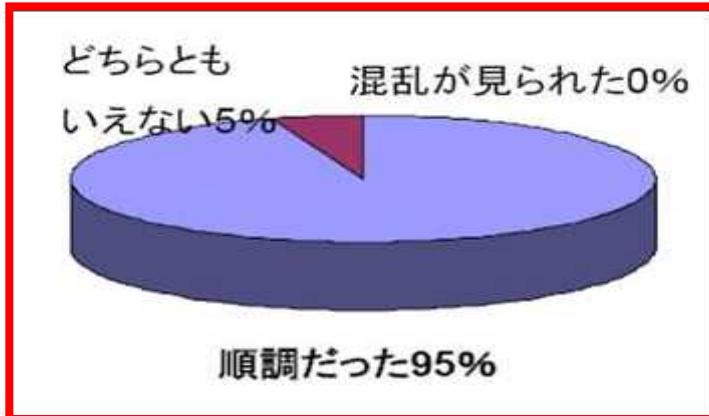
### ◆ 避難所指定の協定締結数

40校 (R2年8月時点)

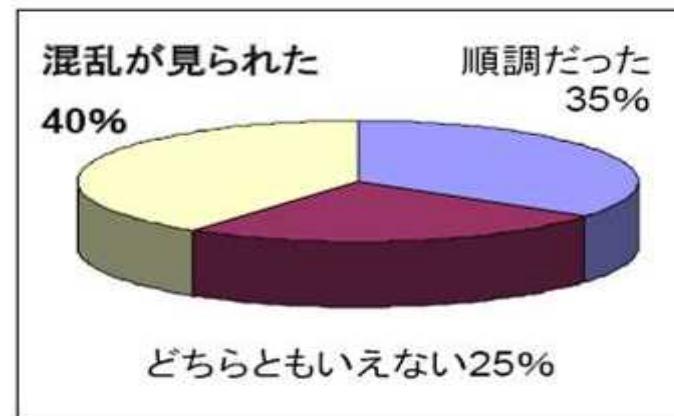
# 地域学校協働本部等の震災時の様子

## ◆ 東日本大震災時、避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。（校長）（宮城県）

（学校支援地域本部設置20校）



（学校支援地域本部未設置20校）



（東日本大震災後の宮城県内の中小学校長40名へのアンケート調査：文部科学省調べ）

## ◆ 平成28年熊本地震における地域学校協働本部（学校支援地域本部）の設置による被災後の効果

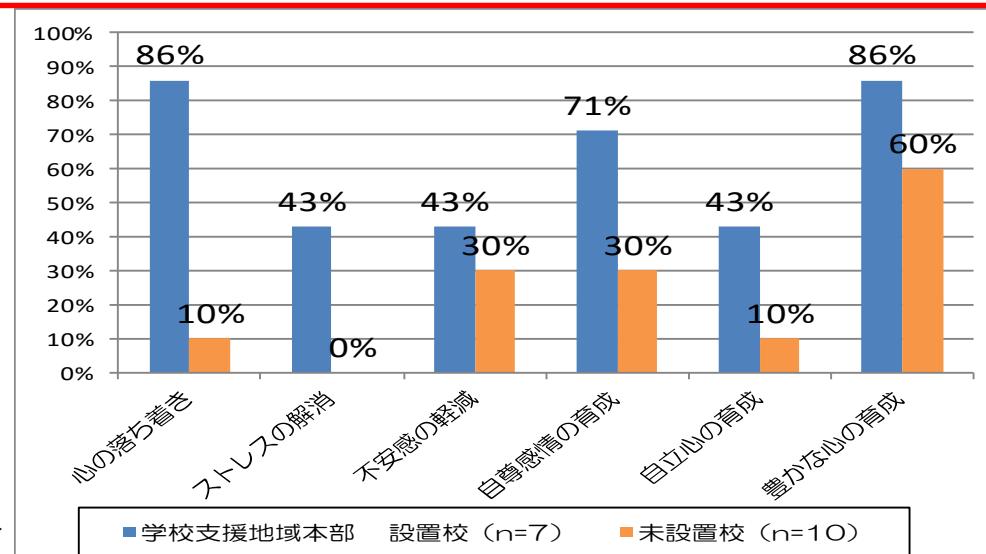
- 平成28年熊本地震時においても、学校支援地域本部設置校では、地域住民、学校教職員、児童生徒の結束力が高まっていたため、避難所の運営がスムーズであったとの声を聞いている。

（熊本県教育委員会へのヒアリングより：文部科学省調べ）

- 学校支援地域本部の設置校では、未設置校と比べて、地震後に地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施し、子供たちの行動面に与える効果が高かった。

※ 地域のボランティア等と連携・協働（学校支援活動）した取組を実施して、各学校で見受けられた子供たちの行動面に与える効果について「大変効果が得られた・ある程度効果が得られた」と回答した学校の割合（地震後1年半を経過した時点）

（熊本地震後で震央となった益城町と周辺6町村の小中学校18校へのアンケート調査：文部科学省調べ）



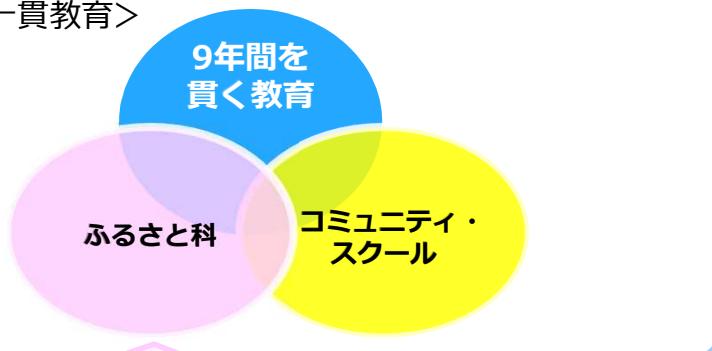
# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（岩手県大槌町）

## 小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校の課題解決に向けた体制の構築

東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

- 教育環境の復興
  - 安心して学べる新しい学校の建設
  - 9年間の継続性を持った心のケア
- 学校だけでは解決できない課題解決への取組
  - 学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

### <大槌町の小中一貫教育>



- ・次代を背負って立つ子供たちを育て、魅力的な地域・学校づくりを推進するため小中一貫教育の取組として「ふるさと科」を全学年に設置。
- ・生活科と特別活動の一部、総合的な学習の時間の全てを充てて実施

- ① 地域への愛着を育む学び
    - ・地域の歴史や特産、郷土の文化等の学習
  - ② 生き方・進路指導を充実させる力を育む学び
    - ・職場体験活動、沿岸地区の仮設店舗での体験
- 学習の実施等
- ③ 防災教育を中心とした学び
    - ・「いきる・かかわる・そなえる」防災学習



## 大槌町コミュニティ・スクール協議会

### 評価・検証委員会

報告

大槌学園  
学校運営協議会

報告

吉里吉里学園  
学校運営協議会

報告

### 学校・家庭・地域住民 (NPO含む)

子供支援部会

地域学校協働部会

地域学校安全部会

※ 部会ごとに年3回以上の話し合いを持つ。

委員会名 部会名	主な活動内容(協議内容)	主なメンバー
評価・検証委員会	○学校運営協議会の報告 ○各部会の今年度の方針 ○目標設定・効果測定について	学校運営協議会会長、PTA会長・副会長、教育委員、各校校長、各部会長、教育委員会等
子供支援部会	○放課後や長期休業の子どもの居場所づくりや学習支援について	教員、保護者、地域住民、保健福祉課、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、NPO等
地域学校協働部会	○「ふるさと科」の推進について ○地域ボランティアについて	教員、保護者、地域住民、学校支援地域コーディネーター、商工会、教育委員会、NPO等
地域学校安全部会	○通学路交通安全プログラムの実施 ○学校安全計画の検討	教員、保護者、警察、消防署、消防団、三陸国道事務所、沿岸広域振興局道路整備課、大槌町役場職員、教育委員会等

本取組が復興に向かい日々変化する地域のコミュニティのつながりとなり、家庭・地域の教育力と生活環境の向上を図っていくことが期待できる。



# 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的取組事例（東京都杉並区）

コーディネーターを軸として、学校・地域・保護者が一体となった学校支援（杉並区立杉並第一小学校）

## 活動概要・目的

- 杉並第一小学校を支援するために設置された、地域の人たちの学校応援団
- 学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となって地域から信頼される「力のある学校」づくりの支援
- 「わが街阿佐谷、ふるさと杉一」を意識し、学校・地域・保護者が一体となって多様な学校支援活動や放課後支援活動を行う仕組みを構築

## 活動における工夫・ポイント

### コーディネーターが中心となり各活動を推進

- 『朝先生』…授業開始前の朝の時間に地域住民が全クラスの朝学習に参画し、担任と協力しつつ、計算チャレンジや百人一首等の学習支援活動を実施。
- 「すぎっ子くらぶ」…放課後子供教室。約200名の子供の居場所となり、日本の昔遊び、路地裏遊び等を実施。スタッフは地域の住民で授業中の様子なども把握できるようスタッフと先生とのコミュニケーションを密にとっている。

## 活動における成果

- 「地域」を「杉一小の子供たちのために活動している人たち」「杉一小の教育活動に興味・関心をもっている人たち」と捉え、「地域」におけるネットワークをより充実させることで、学校をサポートする「地域」を育成することができた。
- 「朝先生」について、児童からは「色々なことを教えてくれる」「いてくれて安心する」という声が聞かれ、教員からは「落ち着いた状態で始業できる」「多面的な児童理解ができる」といった声が挙がっている。また、令和3年現在では活動の内容が深まり、支援活動ではなく、朝先生自身が主体性を持ち、多様な工夫をして取り組んでいる。このことが、更に教職員からの信頼を得ることにつながっている。
- 「朝先生」の力も向上しており、活動を通して「意欲」「やりがい」が増している。

## 杉並第一小学校 【地域運営学校】

### 学校運営協議会

### 学校支援本部【杉一プラン】

#### 学習支援

- ・朝先生
- ・漢字検定
- ・自習補助 等

#### 放課後の居場所活動

- ・すぎっ子くらぶ  
(放課後子供教室)

#### 幼少連携

- ・オープンキャンパス  
等

#### 親子学習

- ・親子教室  
等

#### 自然と歴史 校外学習

- ・宿泊山村体験
- ・化石掘りと史跡見学  
等



【朝先生と  
百人一首】



【すぎっ子くらぶ  
の様子】

# コミュニティ・スクールにおいて児童生徒が意見を述べる機会を取り入れた事例（山口県）

山口県では、学校運営にあたり、当事者である児童生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要であると考えており、学校運営協議会の熟議の場に児童生徒が参加する取組を推進している。例えば高等学校では、学校運営協議会において生徒が学校生活や学習活動についてのプレゼンテーションをするなどの取組が増えてきており、小・中学校においても、児童生徒の意見を熟議に反映させる取組を行っている学校がある。



高等学校における取組（山口県立山口高等学校）



中学校における取組（萩市立萩西中学校）

## 【学校運営協議会において、生徒が参加することの効果】

学校運営協議会において、委員と生徒・教職員とが互いに意見を交わすことで、

- 生徒を含めた参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれることが期待される。
- 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れたりすることで、生徒の自己の在り方や生き方を考える機会にもなっている。

P 2

制度関連

P 9

導入状況等

P 1 9

各種データ関連

P 4 4

各地の事例

P 5 3

文部科学省の取組

P 6 0

総論関連

P 7 1

総務省関連資料

# 様々な課題を解決するためのプラットフォームとしてのコミュニティ・スクール

学校や子どもたち、地域が抱える様々な課題

→ 学校だけに任せられるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性がある

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

## 学校の課題

### ICT機器の効果的な活用

1人1台端末の整備が進んできたが、生徒一人一人の操作のフォローやプログラミング教育に課題がある



## 子供の課題

### 児童生徒の問題行動等

不登校や非行など、学校外での児童生徒の問題行動等に、学校だけでは十分に対処できていない



## 地域の課題

### 人口減少・地域コミュニティの継続が困難

子どもたちが故郷を知る機会、地元の人と関わる機会の減少、地域住民同士が関わる場の減少



**コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により、地域全体で解決に向けて取り組む**

#### (事例) 埼玉県ふじみ野市

学校運営協議会での議論を踏まえ、学校応援団として、企業退職者や研究者などの協力により、プログラミング教育へのアドバイスや支援を受けて効果的な授業を実施

#### (事例) 福岡県春日市

学校の困りごとを包み隠さず地域と共有し、どのような学校・生徒にしていかたいか熟議。保護者・地域・学校・警察が協力して夜間パトロールなどを実施し、問題行動等が激減

#### (事例) 鳥取県南部町

幼稚園・保育所から中学までの10年間を通したカリキュラム「まち未来科」を設定、自然や文化など地域人財との協働により子供たちのふるさとへの愛着や社会への参画力、人間関係調整力を育成

# コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の一体的推進に係る文部科学省の取組

## 各地域における活動の支援

### 地域と学校の連携・協働体制の構築の支援及び 地域学校協働活動の実施の支援

- 地域における地域学校協働本部の設置、学校運営協議会制度の導入に対する財政支援を実施
- 地域と学校の連携・協働体制構築事業（補助事業）

### 各地域の取組の推進に向けた相談・アドバイス

- 実際にコミュニティ・スクールの立ち上げに携わった経験者や地域学校協働活動の実践者等による相談対応、アドバイス
- CSマイスターの派遣



## 地域学校協働活動及びコミュニティ・スクールの質の向上・改善に向けた取組

### 取組成果、好事例等の普及・展開

- 地域とともにある学校づくり推進フォーラムの開催
- 優れた地域学校協働活動に係る文部科学大臣表彰
- HP「学校と地域でつくる学びの未来」
- パンフレット、手引き等の作成

### 取組の効果を測る仕組の開発、調査研究

- ポートフォリオモデルの作成
- 実態調査による取組成果等の把握
- 設置の少ない学校種における学校運営協議会や地域学校協働本部に関する調査研究

# 地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和3年度予算額

(前年度予算額)

6,755百万円

6,737百万円

【補助率】

国 1/3

都道府県 1/3

市町村 1/3



## 背景・課題

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要。

## 事業内容

### （1）地域と学校の連携・協働体制の構築

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- 地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指す。

### （2）地域学校協働活動の実施

- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、地域の様々な方々の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域とが連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。

※ 新型コロナウイルス感染症予防に配慮しながらの活動の実施のために必要な経費を支援する。

件数・単価（国庫補助額）：9,000箇所（本部）×約70万円

## 概要

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

（ただし、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」）が行う場合は国1/3、都道府県等2/3）

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

### ＜事業イメージ＞

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動センターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



## 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

### 補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動  
例）働き方改革答申における以下の活動等を実施。
  - ①登下校に関する対応
  - ②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が捕獲されたときの対応
  - ③児童生徒の休み時間における対応
  - ④校内清掃
  - ⑤部活動の補助
- 地域における学習支援・体験活動（放課後等における学習支援活動等）

## 事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動に取り組む地域が増加。
- 学校が抱える課題が解消されるとともに、「社会に開かれた教育課程」が実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

# CSマイスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマイスター」として委嘱。
- 各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた説明等を必要とする地域に対して、CSマイスターを派遣し、講話や助言を行うとともに、CSの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図る教育委員会等に対する継続的な助言及び支援、その他コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために必要な支援を行うもの。

## 令和3年度CSマイスター名簿（36名）

青井 静	香川県飯山中学校区地域学校協働本部コーディネーター	※	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
赤松 梨江子	徳島県東みよし町立三加茂中学校 事務室長		高野 瞳	秋田県由利本荘市立西目中学校 校長
朝倉 美由紀	埼玉県ふじみ野市立大井小学校 校長	※	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
新谷 さゆり	岐阜県白川村教育委員会事務局 社会教育主事		玉利 勇二	社会福祉法人スマーリング・パーク 顧問・統括施設長
安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校 校長		出口 寿久	北海道科学大学 教授
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者		取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表理事
今泉 良正	一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟 理事長		西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表		西 祐樹	福岡県春日市財政課 主任
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師		西村 久仁夫	一般社団法人コミスクえひめ 代表理事
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事	※	布川 元	山形県大石田町教育委員会 元教育長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長		野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
風岡 治	愛知教育大学 教授		福田 篤史	鳥取県南部町教育委員会 教育長
岸 裕司	スクール・コミュニティ研究会 代表		前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
黒瀬 忠行	高知県佐川町立黒岩小学校 校長		増渕 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	山口県地域連携教育推進協議会 顧問		宮田 幸治	広島県府中市教育委員会学校教育課 主幹
小見 まいこ	NPO法人みらいずworks 代表理事		森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長 教授
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 栃木公民館係 社会教育指導員		安田 隆人	岡山県浅口市立寄島小学校 校長
相田 康弘	山口県教育庁義務教育課 主幹		四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

## CSマイスター派遣実績

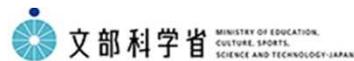
- ▶ 令和元年度 延べ595箇所
- ▶ 令和2年度 延べ339箇所

(※は新規)

# 「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方（自治体、学校関係者、保護者地域の方、企業・団体関係者）ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

## 学校と地域でつくる 学びの未来 School Home Community



文字

標準

拡大

背景色

標準

黒

青

よくある質問 初めての方へ サイトマップ SNS お問い合わせ

2文字以上のキーワードを入力

検索

自治体の方

学校教職員の方

地域学校協働活動推進員  
(コーディネーター)の方

保護者・地域の方

企業・団体の方

ホーム

国の取組

全国の取組事例

企業等による教育プログラム

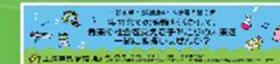
関連資料・パンフレット

## 地域みんなの力で 子供たちの未来を拓く

地域と学校の連携・協働は、  
教育と子供たちの明日へ心を寄せる  
すべての方々に支えられています。



一時停止



未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



# コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関するパンフレット等

## ◇ これからの学校と地域 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動

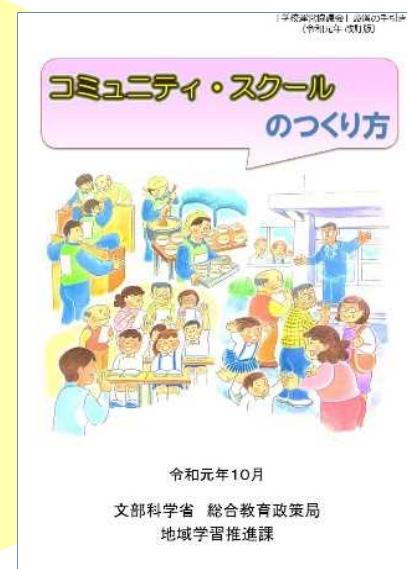
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



## ◇ 学校運営協議会設置の手引き (令和元年度版)

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。

導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



## ◇ 地域学校協働活動の推進に向けた ガイドライン（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。



P 2

**制度関連**

P 9

**導入状況等**

P 1 9

**各種データ関連**

P 4 4

**各地の事例**

P 5 3

**文部科学省の取組**

P 6 0

**総論関連**

P 7 1

**総務省関連資料**

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

### 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

### 何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた  
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の  
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的  
的に示す

学習内容の削減は行わない※

### どのように学ぶか

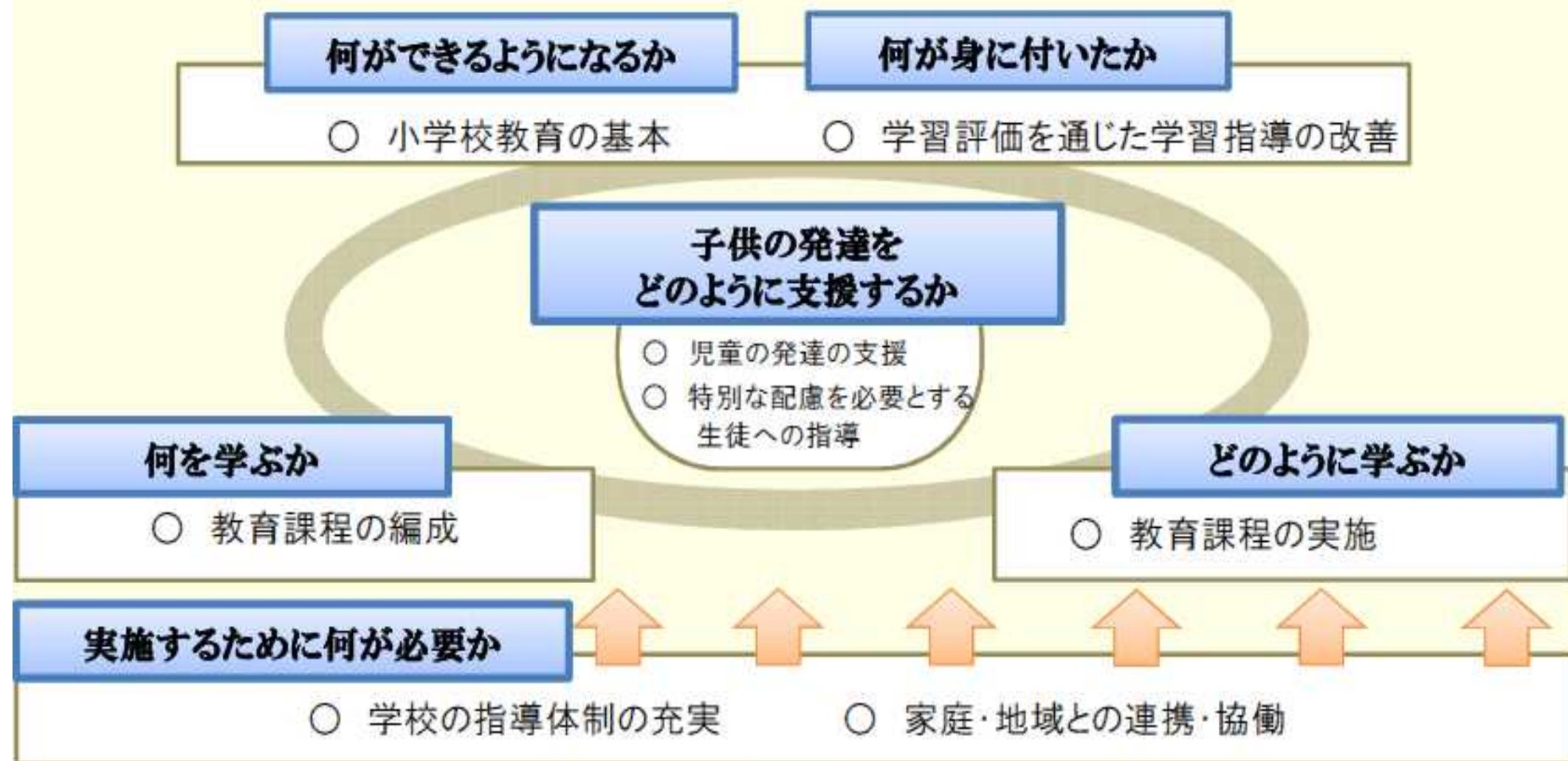
主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・  
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求  
められる資質・能力を育成  
知識の量を削減せず、質  
の高い理解を図るための  
学習過程の質的改善

主体的な学び  
対話的な学び  
深い学び

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になつてお  
り、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質・能力の在り方、アクティブ・ラーニングの考え方等について、すべての教職員が校内研修や多様な研修の場を通じて理解を深めることができるよう、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から学習指導要領の要であり、教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。



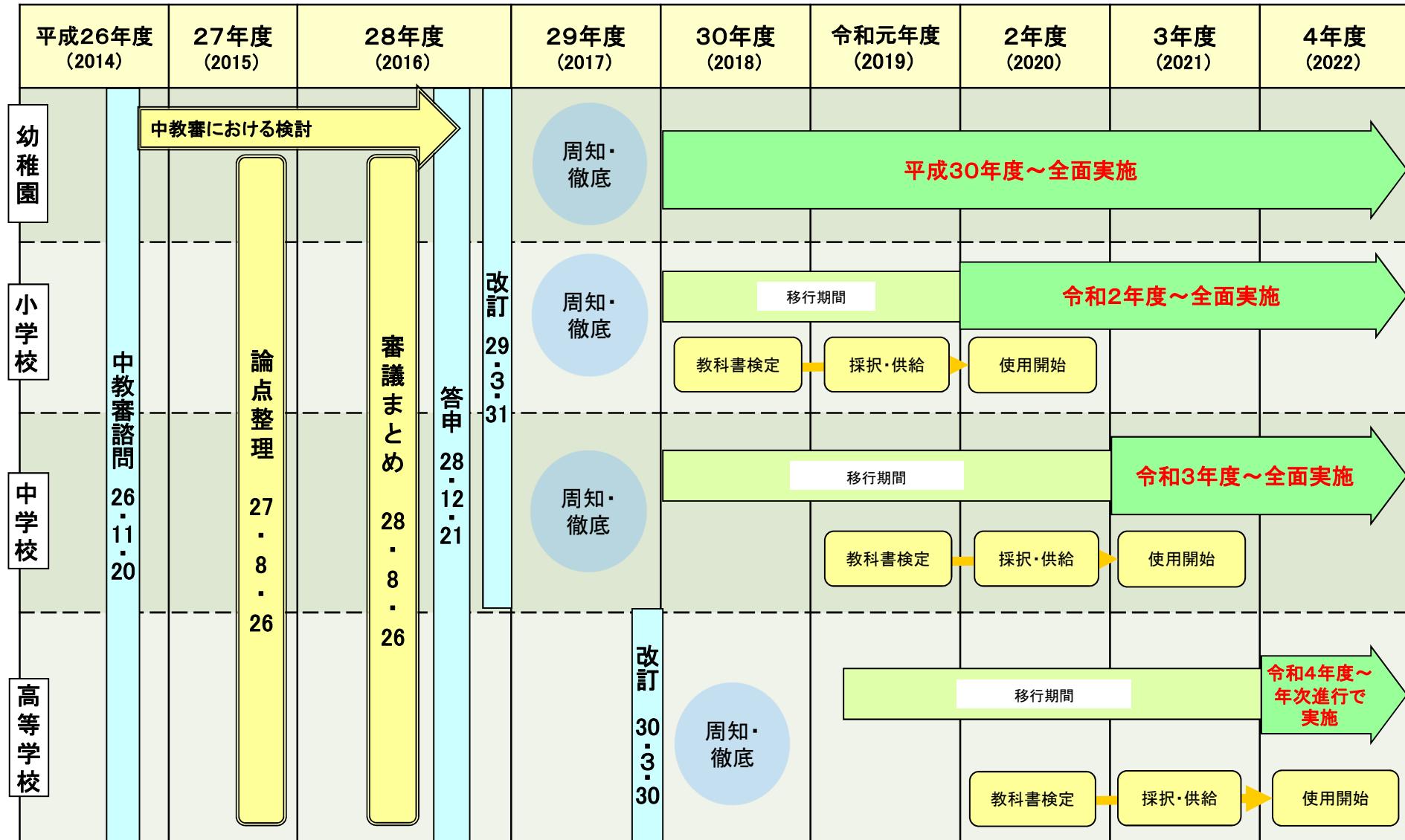
# これからの教育課程の理念

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

## ＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を通してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの中高生が、社会や世界に向かい合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

# 学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。  
 特別支援学校学習指導要領(高等部)は、平成31年2月4日に改訂告示を公示。

# 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（2019年1月25日中央教育審議会）【抜粋】

## 第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の中学校教育の蓄積はSociety5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の中学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

## 第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。  
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等) ⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等) ⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等) ⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

# 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

令和3年1月26日

## 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

教育振興基本計画の理念  
(自立・協働・創造)  
の継承

学校における  
働き方改革の推進

GIGAスクール構想の  
実現

新学習指導要領の  
着実な実施

**必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現**

## 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ 全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく地域住民等と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥落に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

### 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

#### (1) 学校教育の質と多様性、包摶性を高め、教育の機会均等を実現する

#### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、事務職員の校務運営への参画機会の拡大、教師同士の役割の適切な分担
- **学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備**
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

#### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

#### (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- **首長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討**

#### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

#### (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

## 1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

### 社会的包摂の実現

- 地域の多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくる上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待されている。
- 様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。

### 人生100年時代と生涯学習・社会教育

- マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。
- 時間的・空間的な制約を超えた学びなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になる。  
⇒新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。

### Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

### 地域活性化の推進

- 地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが求められる。

### 子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

- 子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

## 2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がりと充実に向けて

### 新しい時代の学びの在り方

- いわゆる講義形式で知識をインプットする「学び」だけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな考え方を創造するといったことも「学び」の重要な要素となる。
- 様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることが期待される。
- 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。

### 「命を守る」生涯学習・社会教育

- 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結する。
- 「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。  
⇒学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

## 推進の方策

- ①学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用
- ②新しい技術を活用した「つながり」の拡大
- ③学びと活動の循環・拡大
- ④個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進
- ⑤各地の優れた取組の支援と全国展開

## 「議論の整理」3つのキーワード

### 1 「命を守る」生涯学習・社会教育

- ☞新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会の充実は、あらゆる人々の「命を守る」ことに直結。
- ☞「誰一人として取り残さない」包摂的な社会の実現のため、様々な人たちに必要な学びの機会を設けることが重要。
- ☞学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。

### 2 ICT活用、デジタル・ディバيد解消

- ☞新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せにより、多様な交流や人ととのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものに。
- ☞インターネットが生活のオプションではなく生きていくための情報を得る命綱にもなり得る時代において、ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバيد）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

### 3 子供・若者の地域・社会への主体的な参画

- ☞子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。
- 社会教育・学校教育という区分を超えて充実を図るべき。

# 子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）（抜粋）

## 第3 子供の貧困に関する指標

### 1 教育の支援

#### (7) 地域における学習支援等

##### (地域学校協働活動における学習支援等)

地域学校協働活動を推進する中において、地域における学習支援等の充実を図る。その際、学習等に課題を抱える子供に学習支援や生活支援を実施しているNPOやフリースクール等と各地方公共団体との連携を促進するなど、子供の状況に配慮した支援の充実を図る。さらに、学校・家庭・地域の協働の基盤となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働本部の設置の促進により、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図る。

また、こうした学校教育以外の学習支援には、学力の向上のみならず、学習や将来への意欲を高める機能も期待されるところであり、信頼できる大人との出会いの場となるよう、多様な地域住民の参画を促す。

加えて、スポーツの場を提供する総合型地域スポーツクラブ等の活用や、多様な民間企業・団体・大学等によるものづくり、文化・伝統等の教育プログラムの実施を推進する。

# 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抜粋）

## 施策の具体的な内容

### I 重点課題

1. 結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる  
I - 1 (3) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備  
(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体的な実施)  
「新・放課後子ども総合プラン」の実施

#### 施策に関する数値目標

【項目】新・放課後子ども総合プラン

(一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備)

【目標】1万カ所以上で一体型の実施を目指す（2023年度末）

※うち、放課後子供教室は全小学校区での実施を目指す（2023年度末）

### II ライフステージの各段階における施策

#### 4. 子育て

- II - 4 (9) 子供が健康で、安全かつ安心に育つ環境の整備  
(子供の健やかな育ち)  
地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備  

地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動と  
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の一体的な推進による地域と学校の連携・協働を進め、地域ぐるみで子供たちを健やかにはぐくむ体制を構築する。

#### 施策に関する数値目標

【項目】地域ぐるみで子供の教育に取り組む体制の構築

うち、地域と学校が連携・協働する体制の構築

【目標】全ての小中学校区において地域学校協働活動を推進（2022年度）

全ての公立学校においてコミュニティ・スクールを導入（2022年度）

## 政策パッケージ

【基本目標2】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

### 2-1 地方への移住・定着の推進

#### (2) 若者の修学・就業による地方への定着の推進

##### ②高等学校の機能強化等

(ii) 多様な高校生一人ひとりの個性に応じて最適な地域課題などの解決すべき課題を効果的に見出すことができるよう、高等学校と地域とが連携・協働してコンソーシアムを構築する。また、こうした取組の全国への展開に向けた検討を行う。さらに、全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築することを目標とし、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進する。

＜重要業績評価指標＞ 地域と連携・協働する体制を構築している公立学校の割合 (2024年度までに100%)

## まち・ひと・しごと創生基本方針2020 (令和2年7月17日閣議決定) (抜粋)

### 第3章 各分野の制作の推進

#### 2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

##### (1) 地方への移住・定着の推進

###### ④小・中・高等学校における人材育成の推進

###### (b)地域との協働等による高等学校教育改革の推進

・高等学校において、学校運営協議会や地域学校協働本部、コンソーシアムなどの学校と地域等との連携・協働体制を構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進することにより、地域ならではの新しい価値を創造する人材等の育成を強化する。

P 2

P 9

P 1 9

P 4 4

P 5 3

P 6 0

P 7 1

制度関連

導入状況等

各種データ関連

各地の事例

文部科学省の取組

総論関連

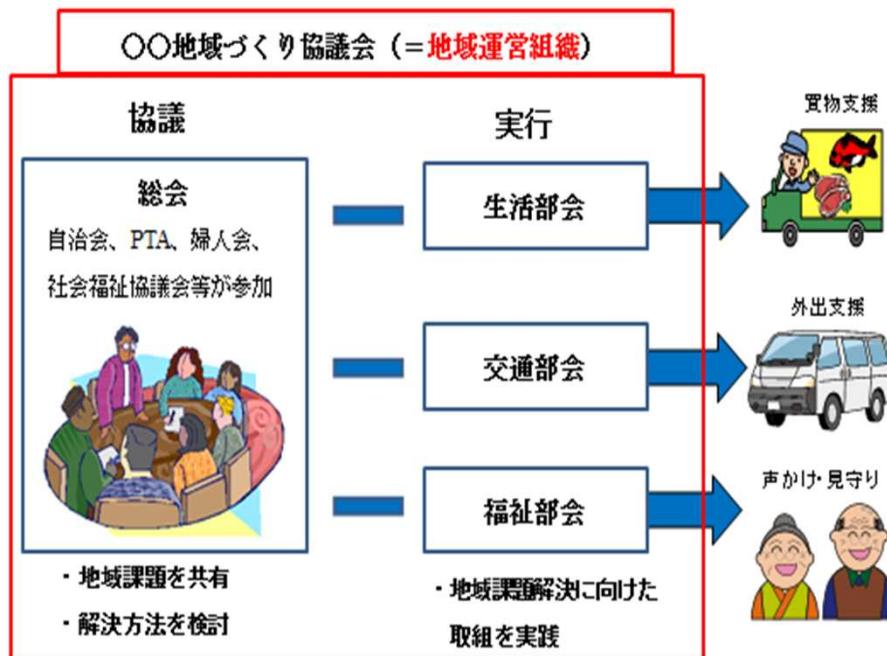
総務省関連資料

# 地域運営組織について

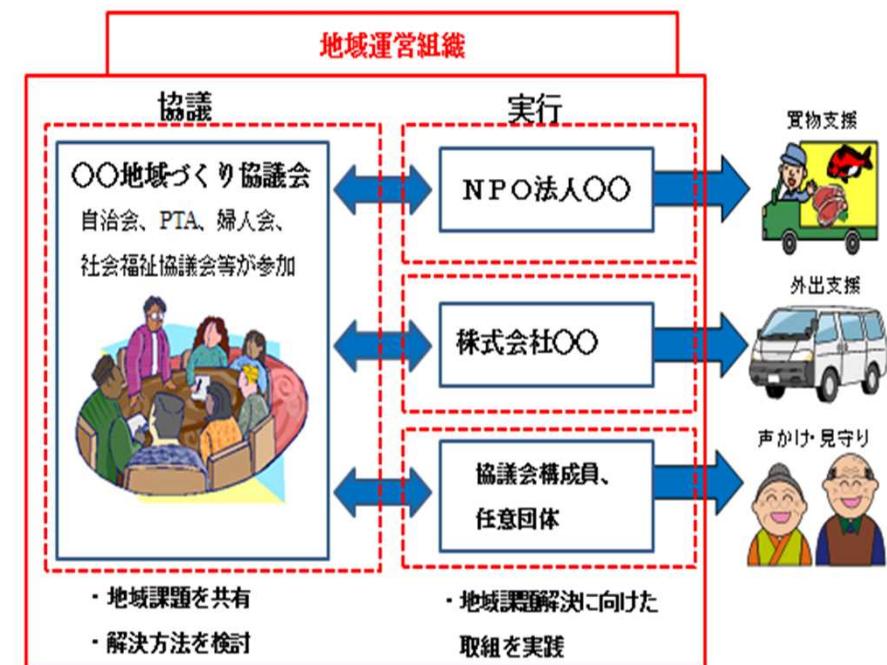
## 地域運営組織とは

- 地域の生活や暮らしを守るために、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織
- 地域運営組織の組織形態としては、協議機能と実行機能を同一の組織が合わせ持つもの（一体型）や、協議機能を持つ組織から実行機能を切り離して別組織を形成しつつ、相互に連携しているもの（分離型）など、地域の実情に応じて様々なものがある

（一体型のイメージ）



（分離型のイメージ）



# 地域運営組織の活動実態とKPI

活動実態（令和2年度 総務省調査（全市区町村（1,741団体）対象 うち1,729市区町村が回答）

- 組織数：令和2年度の組織数は全国で5,783組織あり、令和元年度（5,236組織）から547組織増加（10.4%増）し、平成28年度に比べて約2倍に増加  
また、地域運営組織が形成されている市区町村は802市区町村あり、令和元年度（742市区町村）から60市区町村増加（8.1%増）

## ■ 地域運営組織の形成数の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783

- 組織形態：法人格を持たない任意団体が約92%、NPO法人が約5%、認可地縁団体が約2%
- 活動拠点：活動拠点を有している組織が約90%、このうち約75%が公共施設を使用
- 活動内容：高齢者交流サービス（51.9%）、声かけ・見守りサービス（41.2%）、体験交流事業（34.1%）、公的施設の維持管理（26.6%）など多様  
(複数回答)
- 収入：生活支援などの自主事業の実施等による収入（※）の確保に取り組む地域運営組織の割合：47.0%  
※会費、補助金、寄付金等以外の収入
- 課題：人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、当事者意識や活動への理解不足など
- コロナ拡大による影響：活動自粛等による組織内のコミュニケーション・連携不足（55.7%）、感染症対策に係る支出の増加（51.8%）、外部との学び合い不足（34.3%）など  
(複数回答)

『第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略』（令和元年12月20日閣議決定）重要業績評価指標（KPI）

- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：7,000団体（2024年度）
- 生活支援などの自主事業の実施等による収入の確保に取り組む地域運営組織の割合：60%（2024年度）

# 地域運営組織の設立・運営に関する財政支援策

## 地方財政措置

1. 地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】  
（「高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり」から項目名変更）

### (1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費（運営交付金等）…普通交付税  
(<sup>1</sup>(2)と合計で標準団体で700万円)
- ② 形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ開催等）…特別交付税  
(措置率1/2・財政力補正)

### (2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み  
(高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達・配給食等)  
に係る所要の経費

} …普通交付税

※ (1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる（措置率1/2・財政力補正）

### 2. 地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費  
(研修、設備導入、販路開拓等) …特別交付税  
(措置率1/2・財政力補正)